

第五十五回国
参議院法務委員会
會議録第十三号

昭和四十二年七月十一日(火曜日)
午前十時五十分開会

委員の異動

七月十日

七月十一日

辞任

久保 勘一君
西村 関一君

補欠選任

二木 謙吾君
大橋 和孝君

小沢久太郎君

出席者は左のとおり。
理事

委員

後藤 義隆君
田村 賢作君
久保 等君
山田 徹一君
堀原 茂嘉君
木島 義夫君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
二木 謙吾君
大森 創造君
亀田 得治君
西村 関一君

国務大臣

法務大臣 田中伊三次君
国務大臣 木村 俊夫君

政府委員

警察庁刑事局長 内海 倫君
警察庁警備局長 川島 広守君
法務大臣官房司 川島 一郎君
法制調査部長 青木 義人君
法務省訟務局長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総局事務次長 吉田 豊君

最高裁判所事務
総局事務局長 寺田 治郎君

最高裁判所事務
総局民事局長兼
行政局長 菅野 啓蔵君

事務局側

常任委員会専門
員 増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査
(東京地裁の決定に対する内閣総理大臣の異議
申立てに関する件)
(福岡地方検察庁における綱紀に関する件)
(旧執達規則に基づく恩給の年額の改定に關する
法律案(内閣提出、衆議院送付))

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事山田徹一君委員長席に着く〕
○理事(山田徹一君) ただいまから法務委員会を
開会いたします。

浅井委員長が病欠欠席のため、委託により私が
委員長の代理をいたします。

○理事(山田徹一君) 委員の異動について報告い
たします。昨十日、小沢久太郎君が法務委員を辞
任されました。

○理事(山田徹一君) それでは、檢察及び裁判の
運営等に関する調査を議題といたします。質疑の
おありの方は順次御発言願います。

○亀田得治君 私は、昨日の春闘共闘委員会の十
一日、十二日の国会周辺デモに対して東京都公安

委員会がそのコースを変更した、それに対してそ
のコースの変更の執行の停止という決定を東京地
裁民事二部がいたしたわけですが、これに対して
総理大臣の異議が出されまして、この点につきま
して短時間ですが若干ひとつ見解をただしたいと
思います。

政府は、今回は、前回の六月十日の場合と違
まして、相当詳しい意見書なりあるいは資料など
も裁判所に提出されたようです。裁判所におきま
しても、それらの資料をよく検討されまして、そ
れでも政府の考えを認めるわけにいかないとい
うことで停止決定をやられたようでありまして。私
は、こういう経過をたどれば、政府としてもこの
国会周辺のデモについて異議を申し立ててそれを
やらさないというふうなことがやなしに、裁判
所の決定どおりをやつてもらうというこのほう
が私はフェアだ、こういうふうなことを考える。前回
も、この異議申し立てをして、相当物議をかもし
た。今回また同じような異議申し立てをされる。

これは国民は、何か政府が裁判所に対して意地
なつてこうやっておるといふふうな感じも受けて
おると思います。私は、こういうことは、行政府
と司法部の間におきましてはなほだおもしろくな
いことだと思ひます。一回ならず二回までも、こ
ういう感じで多数の者は見ておると思うんです
ね。なぜこのようなことをやられるのか。裁判所
としても、前回に異議の申し立てがなされたか
ら、今回は前回にまさる私は慎重な検討をされた
と思う。裁判長もそういう趣旨の談話を出してお
られます。政府の立場も相当考えたと思う。それ
でも、憲法の立場から考えるならば、このよう
な平穩なデモをやらせないといふことはいけない、
公安条例の乱用だ、こういう決定をしたのですか
ら、すなおに政府がそれに従う、これが私は法秩
序を守るゆえんだと思うんです。なぜこういうこ

とを再度やられたのか、はなはだ遺憾なわけだ
が、官房長官からその所信を明らかにしてほしい
と思ひます。

○国務大臣(木村俊夫君) 政府といたしまして
は、前回と今回の異議申し立ての理由について何
ら変わることはございません。したがいまし
て、この東京地裁が行なひました決定に対して、
国会の周辺における集団示威行動は国会審議の公
正を害するおそれがあるという根本方針に基づき
まして、東京都公安委員会の許可処分を与えられ
た東京地裁の決定に対して異議の申し立てを行
なつたのでございます。前回と今回と、根底にお
きまして、その方針の変更はございません。

○亀田得治君 その裁判の理由、国会審議のじゃ
まになるおそれがあるかないか、そういうたよう
な点についての検討は、後ほど、最高裁当局も来
ておりますから、いたしたいと思ひますが、ただ
私は、政府の態度、たとえば十日の前日九日に、
すでに官房長官は、もし裁判所が執行停止の決定
を出すようなことがあれば総理大臣の異議の申し
立てをする、こういうことを表明されておるわけ
ですね。こういうことは、はなはだ私は裁判に対
する干渉の印象を与えると思うのです。裁判はあ
くまでも具体的なケースで判断が出てくるわけ
です。その判断も出ないうちに、異例な権限なん
だ、総理大臣の異議申し立てなんというものは、ま
ことにこれは異例なんです。世界にもない制度な
んです。これは前回の法務委員会でもそういうこ
まい審議をいたしました。世界にもない制度な
んです。特殊な事情で裁判所の反対を押し切つて
入つてきたこれは制度なんです。そういう権限な
んですから、そういうものをお使いになる場合に
はよほど慎重でなければいけません。にもかかわら
ず、裁判の前に官房長官が、もし裁判所が停止を
するならば、自分はそれを解除する、こういうこと

を言われるということは、非常な私は誤解を与え
ると思う。あのような発言、私は適切だと思お
く言われたあと長官も考えておられないと思いま
すが、どうなんでしょう。政府の権限というもの
をそういう形で使っているというものでしょう
かどうか、ひとつお答えを願いたい。

○国務大臣(木村俊夫) 御承知のとおり、行政
事件訴訟法によりますと、そういう裁判所の決定
以前においても、内閣総理大臣は異議の申し立て
ができるということになっております。そこで、
私も申し立てたしまして、しかしながら、この異
議の申し立ての重大なる意義にかんがみまして、
やはり裁判所の決定が行なわれた後に異議の申し
立てをやるほうがより妥当であるという方針のも
とに、決定後において異議の申し立てをいたしました
次第でございます。なお、私が申し立てました、もし
万一こういう決定が出れば内閣総理大臣の異議の
申し立てを行なうというふうなことの私の発言
は、必ずしもそのとおりではございません。ある
質問に対して仮定として私が非公式に発言したこ
とはございますが、政府の方針として発言した意
味ではございません。

○龜田得治君 決定前にも異議の申し立てはでき
ます。これはしかし、それならば裁判所に対して
正式にすればいいわけですね。それはあとに回し
ておいて、変な決定をしたらわしのほうは二十七
条の権限を行使するぞ、こういう意思の表明とい
うものは、裁判官のほうから見たら、はなはだしく
これは場合によっては脅迫的にとられる。事前に
もできるのだから多少のことは言ったって差しつ
かえないだろう。それならだ事前にちゃんと出し
たらいいのです。私は、こういう裁判と関連した
問題においては、これは政府の言動というものは
慎重であるべきだと考えるのです。だから今後
こういうことはひとつ慎重にやってほしいと思ひ
ます。

そこでお聞きいたしますが、一体二十七条の権
限の発動ですね、これは官房長官が総理大臣から
御一任でも受けておられる問題なんですか、

どうなんでしょう。これは私は、司法と行政の非
常にしばしば合点になる問題でありまして、最後
の関頭に立って総理大臣がそれこそおのれをむな
しゅうして真剣に考えて発動すべき権限だと思っ
ておる。一体そういう権限を、どうも新聞の記事
等を見ておると、包括的に官房長官その他関係者
にまかしてあるような印象を受けるのです。内
部の関係はどういうふうになっておるのでしょうか。

○国務大臣(木村俊夫) 決して包括的に総理か
ら私どもに委任されておるわけでは毛頭ございま
せん。したがって、私も今回の異議の申し
立てにあたりましては、国家公安委員長並びに法
務大臣からの要請に基づきまして、内閣総理大臣
の決裁を経て行なうわけでございます。その点
については、誤解のないようにお願いいたしま
す。

○龜田得治君 そういう御一任を総理大臣から受
けておられないのであれば、なおさら私は、いくら
腹の中でどのように思っている、事前にそのよ
うなことを言うべきではない、こういうふうにし
うのです。だから、この点は今後やはり冷静に
扱ってやらねえといけません。そうい
うことを言うてしまえば、それじゃ裁判所から正
式に決定が出てきた、なるほどこの決定の理由で
あればその裁判に従わなければいけません。じゃ
だるうかというお気持ちにならぬとも限りませ
ん。裁判のことですから、ケース・バイ・ケース
みんな違ふのですから。ところが、そういう気持
ちにならないう、事前にいま申し上げたような発
言があれば、結局は拘束される。私は、こういう
異例な総理大臣の権限の行使なんというものは、
もっと大事な使い方をしてもらわなきゃいけない
と思うのです。そういう点で、十分ひとつ今後
はやはり慎重にやってほしい。

官房長官時間があります。一体二十七条の権
限の発動ですね、これは官房長官が総理大臣から
御一任でも受けておられる問題なんですか、

おることを聞きますと、今後国会周辺のデモの
申請がある、裁判所が東京都公安委員会の変更
に対する決定をやり、その決定に対してはもう全部
総理大臣の異議権を発動するのだ、こういうふう
な気持ちがあるわけでおるよう思うのですが、
一体そういうことをきめておるのですか、どうな
りますか。

○国務大臣(木村俊夫) 御承知のとおり、この
デモ行進に対する許可その他は東京都の公安委員
会のできることでございます。政府は直接これに
関与するものでは毛頭ございません。ただ、その
東京都公安委員会の許可処分に対しては、東京
地裁——この場合は東京地裁でございますが、裁
判所においてそれに反する決定がなされた場合に
おきましては、東京都公安委員会から国家公安委
員長あるいは法務大臣を通じて内閣総理大臣に要
請がございます。そのときに初めて内閣総理大臣
として異議の申し立てを行なうべきかどうかを判
断するわけでございます。そういう意味におきま
して、いまおっしゃいましたような今後のデモ規
制に対する一般方針は、政府としてはまだ決定し
ておりません。

○龜田得治君 それでは、今後こういう同種の問
題が起きてきた場合には、そのときに考えるので
あって、多少誤解を与えるような記事が見えるわ
けですが、出てきたものは片っ端から総理大臣異
議の申し立てをやっていくんだ、その方針はきめ
ておらない、こういうふうな理解していいです
か。

○国務大臣(木村俊夫) 御承知のとおり、国会
周辺におきましても、集団示威の行動にわたらな
い、請願を目的とする集団行進は現在も許可され
ております。ただ、今回のような具体的なケースで
問題になりました、国会の審議に重大な支障を及
ぼすような集団示威行動に限って、今回のような
東京都の公安委員会の許可処分になりました。し
たが、いま、政府といたしましては、一般的に
すべてのデモを許可しないとか、そういう方針は
もとより、個々の具体的なケースにおきまして、東京

都の公安委員会を通ずる国家公安委員長と法務大
臣の要請に基づいて内閣総理大臣が一々これをき
める——異議の申し立てをなすべきかどうかをき
めるというように御了解を願いたいと思ひます。

○龜田得治君 そういたしますと、非常に問題が
個別的、具体的にたつて私はいいと思ひます。基
本的に聞きますが、平穏な国会周辺のデモであ
れば差しつかえないんでしょう、この点はどうい
うふうに考えているのですか。一つの現象を平穏で
あると見るかどうか、この点の見解はあるいは分
かれるかもしれません。しかし、政府も、このデ
モであればこれは平穏だというふうな考えの場合
には、それは認めなければならぬでしょう、どう
なんですか。

○国務大臣(木村俊夫) 先ほど申し上げました
とおり、その行なわれるべきデモの構成、客観条
件、いつの時点において——開会中あるいは閉会
中いずれか、あるいは従来のそのデモの構成員の
行なつた過去の経歴、いろいろ具体的ケースがあ
ると思ひます。したがって、私どもでは当初
からそういうデモがあるいは国会の静穏な空気を
乱すというふうな断定は行ないません。したが
いまして、先ほど申し上げたとおり、具体的ケー
スに応じてこれを考えていくということに御了承願
いしたいと思います。

○龜田得治君 そうしますと、ある申請が出た場
合に、それを平穏なものとするか見ないか、そこ
の事実認識が非常に大事になってくるわけだす
そうであれば、もちろんこのケース・バイ・ケース
裁判所もそう言うております。これを認めたから
といって、どんなデモでも認める意味ではない。
平穏なものまでこの東京都公安委員会が認めない
態度をとるから、それは違憲だと、こう言ってい
るのです。そういうわけですから、だいたい意見
が、それで両者が近づいてくるわけですよ。裁判
所も平穏ならいい、あなたのほうも平穏ならいい
というのですからね。したがって、私は、その
とらわれた考えをやはり捨てて、具体的なケース
について、これが平穏にいくものかどうか、そう

いうことを十分検討して、そうして今後のやはり
処置というものを考えてもらいたい。もう一律
に、何でもこの種の類似のやつは全部総理大臣異
議申し立てをやるのだ、こんなことを政府が続け
てごらんないか、一体法律を守ってくれというよ
うなことを政府が言えますか。形式的には、行政
事件訴訟法二十七条の権限、これを使っておるの
だ、こう政府は説明されますけれど、大衆はそれ
はやはりどうなんですか。無理をして使っておる
かどうかということ、そんなことはもう直観的に
わかります。総理大臣までがそういう乱用をする
なら、これはあなた法治国として非常に私は根
を潰すと思う。だからぜひ、この二回こういう権
限を使われたことによって与えておる疑惑です
ね、こういうものを解くように政府としては今後
考えてほしいと思う。ただいまの長官のお答えで
すと、ケース・バイ・ケース、裁判所が言うよう
に平穩ということをこちらで考える場合には、別
にそれに対して異議の申し立てまでするつもりは
ない、そういう意味にこれはとれる。私はそうい
う点をもっとはつきりさせてほしいと思う。逆で
すよ、いまの話は、ともかく政府は、もう向こう
がやればこっちもやる、もう裁判所がいつまでも
それを繰り返すならデモ禁止の法律をつくらう。
一体そういう平穩なデモを、たとえ国会周辺で
あっても憲法上禁止はできない、公安条例にも反
する、そのもとは憲法上反すると、こういう考え
方がどう流れているわけですね、もとは、これは
最高裁大法院の判決だ、同じことですよ。地裁
の民事部の判決だけがそういう考えではない。こ
の点では一致しているわけなんです。そのできな
いことを、今度は法律に持つていけば、一体そう
いう法律をつくっていいのかわるか、そこでまた
大きな問題が起こることは、これはあたりまえ
じゃありませんか。そんなことをわかりながら、
個々的にはできないなら法律で一括してやろ
う——個々のにできないものをどうして一括して
やれるのですか。まるで、何と言いますかね、感情
的な反発というふうな感じしか受けないわけでは

ね。まああなたは急ぐから、これは法務大臣にも
そういったような発言がありますから、後ほど私
は大事なことでさらけ出したいと思っているの
ですが、デモ規制法ですね、一々こんなことをやる
のはかなわないから、もうさっぱりと、ぱっさり
とやってしまおうのだ、そういうふうな、自分で間
違った悪いことをしておいて、今度はそれをかば
うためにもう一つ強いものを持つてくるというふ
うな考えを持つておられてああいうことを言った
りされておるのかわるか、官房長官のほんとうの
腹の中を聞かせてほしい。

○国務大臣(木村俊夫君) 先ほどから権力の乱用
ということをごさいますでしたが、私も政府は決し
て権力を乱用しておると思いません。特に誤解が
生ずるといけませんので、その平穩なデモという
ことば、これに二点われわれは注意をしなければ
ならないと思います。第一は、その平穩であるべ
きデモというのは、私も憲法に規定されてお
ります平穩なる諸願、集団行進というふうな解釈し
ておりました、これが示威にわたり、あるいはシ
ュプレヒコールを唱えるとか、あるいはプラ
カードを持つような集団示威にわたる行動は、私
どものほうでは平穩なるデモとは解釈しており
ません。また、一見平穩に見えても、ある場
合にはこれが激発いたしまして平穩ならざる行動
に移ることは、従来の経験に徴してもよくござい
ます。その点についての解釈につきましては、政
府は、いまいろいろおことばがございましたが、
政府の見解で今後も処理したいと思っております。
それから、いまのデモ規制法に立法化の意思あ
りやなしやというお尋ねでございますが、当面政
府といたしましてはこれを立法化する用意はござ
いません。ただ、先ほどこういう異議の申し立て
権は世界にも類のない権力だというふうなおこと
ばがございましたが、御承知のとおり、もう世
界各国ではほとんど、国会周辺、裁判所の周辺に
おけるデモ行為に対する規制法案ができておりま
す。したがって、当然異議の申し立てができ
るということに私は私どもは解釈しております。

○亀田得治君 時間ですから退席願いたいと思っ
たのですが、いまの一番あとのところでですね、こ
れは長官、はなはだあなた認識違いですよ。裁判
所の決定を総理大臣の異議によって無効にしてし
まう、こういう制度は民主国においてはどこにも
ないということを言っておるのです。ひとりデモ
の問題だけではありません。それはデモ規制法の
あるところとないところ、そんなことは私も知っ
ています。裁判所の裁判を総理大臣の意思でつぶ
してしまおう、これで一体三権分立と言えま
すか。政府なり行政機関の行為によって権力が侵害され
た場合でも、司法裁判所にその救済を求めること
ができる、これが民主国の法体系なんです。それ
を、侵害しておる本人が出てきて、それはだめ
じゃと、こんな体系はないのです。これは法務大
臣並びに国家公安委員長に、こういう規定が置か
れた歴史というものを十分考えてほしい。新憲法
ができて、非常に人権を尊重する憲法ができた。
この憲法でいきますと、当時の占領政策で人権侵
害のことが予想される。一々それにけちをつけら
れてはたいへんだというのでGHQからこれが挿
入されてきたいきさつ、これは政府側は知って
おつてもなるべくそういういやなことはおとし
やめぬわけですが、これはもう歴史的にはさ
きりした事実なんです。それを受け継いでいるだ
けなんです。だから裁判所も当時は、司法権の侵
害になるという規定を置くことは非常な反対が
あったのです。旧法においても、新法ができると
きでも反対があった。そういうものなんですよ。
これは、それだけの反対があったので、新法がで
きたあとでも、現在まで一回も総理大臣がこの権
限行使しておらぬのでしょう。事実していない
のです。これが初めてですよ。しかし、行政事件
において執行停止を命じた裁判は、新法になっ
ても多数出ています。それは、裁判所に
はやはりおまかせしておこうということで、こ
れだけの立法の過程において批判があったので、こ
れが一度も使われないでいままでできているので
す。これをこへ来て、立法の過程などもあまり

理解しないで、そうして形式的にこういうものを
使われる、私はこれははなはだ心外だと思いま
す。その点を言っているのです。あります、こ
んな政府が民主国に。

○国務大臣(木村俊夫君) まあそういう意味にお
ける異議の申し立てはないと思いません。しかしな
がら、ただ私どものほうといたしましては、この
東京地裁の決定なるものは終局的な判決ではござ
いません。いわゆる三権分立における司法作用で
はない。そういうものに参ります前の、何と申し
ますか、暫定措置としてなされる行政処分的な性
質のものである、こういう見解をとっております
ので、これが決して行政府が司法権に干渉する
という見解はとっておりません。そういう意味で御
了承願いたいと思います。

○亀田得治君 時間をお急ぎなのたいへん恐縮
ですが、世界に異例な制度なんです。したがっ
て、こういう制度の根拠をどういうふうにつける
かというところで、説明されるほうもずいぶん苦心
されたわけですよ。したがって、この執行停止の
段階における問題は本来行政事件なんだ、こうい
うふうなへ理屈を述べて、そうしてまかり通つて
おるのですよ。行政事件じゃありませんよ。行政
権による権利の侵害の救済というものは、これは
司法権なんです。司法事件なんです。その前提と
しての仮の処分なんです。これは司法処分です
よ。そんなことばだけちょっと適当に行政という
ことばを入れれば何かものごとがすべて変わって
くるような、そういう御説明は、これは日本だけ
ですよ、こんなことをやっているのは、こんな説
明をして通っているのは、時間もだいぶ超過しま
したから、長官との質疑はこの程度にいたしま
す。

○理事(山田徹一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(山田徹一君) 速記を始めて。
○亀田得治君 最高裁が来るまで若干法務大臣に
お聞きしたいと思いますが、法務大臣も、こうい
う事態になればデモ規制法を考えるべきだと、こ

第三部 法務委員会会議録第十三号 昭和四十二年七月十一日【参議院】

三

ういう意味のことを言われておるようですね、新聞で拝見しますと。官房長官がそういう考えは、いまのところはないと言っておられたが、それはどういう理由でそのようなことをおっしゃるのか、その辺をひとつはつきり説明願いたいと思います。

○国務大臣(田中伊三三君) 根本の考え方でございますが、国会開会中におけるこの議事堂の周辺というものは、ひとつ静かな環境、静かな環境に置いてもらいたいということが根本の考え方でございます。したがって、集団の行進がありましても、先ほどからおこさば出ておるようには、まことにこの静かな行進というものはあるならば、これは一向に差しつかえない。たとえて言うてみると、集団示威行進でなくて単なる集団行進であるなら、一向これは差しつかえないものなんだ。しかしながら、集団示威の運動がこの国会の周辺で行なわれるということは事情のいかんにかかわらず御遠慮願いたいという考え方でございます。小規模なものでありましても、集団示威運動を国会の周辺で行なうことは遠慮を願いたい、こういう態度がまず政府の態度にあるわけでございします。同時に、私の頭の中にもあるわけでございします。そこで、今回のようなこの集団示威運動が国会周辺において行なわれるというような事態が今後続々出てくる——続々かどうかはわからぬけれども、この間も六月の十日に一ぺんあって大騒ぎになった。今月はまた、十一日にもある、十二日にもある、両件の申請が出ておるわけであります。三度あることは四度ないとは言えない、四度あることは五度、六度あるであらう、こう考えるときに、そのような集団示威運動が国会の開会中の周辺に行なわれるということになるならば、何回でも、残念なことであるけれども、めったに使っちゃならないことではありますけれども、二十七条の発動ということもやむを得ないであらう。そういう二十七条の発動が何回も何回も繰り返されるような事態が国内に発生してくるということであるならば、これは東京都条例に基づいて

進行の場所を変更するなどというやり方でなしに、国会を通過した法律によって規制するというにせざるを得なくなるであらう、こういう気持ちに現に持つておるわけでございします。そういう話をいたしましたことが、全部ではありませんが、その一部が新聞の表面に出ておる。確かに私の言うたことばでございます。

○亀田得治君 しかし、そういう法務大臣のお考えは、最高裁の三十五年の大法廷判決に反するんじゃないでしょうか。法治国である以上は、やはりこういう問題についての最高裁の決定がなれば、それを尊重していかなくいかぬと思うんですよ。三十五年の大法廷判決、御承知のように、公安条例の憲法違反ということは退け、これはそういうことまでは言えない。しかしながら、本条例といえども、その運用のいかんによっては、憲法二十一条の保障する表現の自由の保障を侵す危険を絶対に包蔵しないとは言えない。条例の運用にあたり、公安委員会が権限を乱用し、公共の安寧の保持を口実にして——いま政府がやっているところですよ、口実にして、平穩で秩序ある集団行動まで抑圧することのないよう、極力戒心すべきこと、もちろんである。で、集団行動と集団示威行動、これをあなた区別して言っておられるようですが、現実は一つのものです。それをあなたほうでは、いわゆる請願という立場で来ることまで押えただけで、これははなはだしく不適当だ、こういうことで、そこに逃げ道をつくっておられるようですが、事実関係はそんなにたいした違いのあるものではございません。いざれにしても、この平穩で秩序ある行動、これがなされたって、ちっともそんな国会審議の妨害にもならぬじゃないですか、事実問題として。そういうものまで押えたら、それは憲法違反になるぞと、こう言っておるわけですね。それであれば、そういうものを対象にする立法というものは、当然最高裁の判例からいって、違憲立法ということになるんじゃないですか、違憲立法。いや、そういうことになっても、ともかく多数で強行して、違憲立法

でも通ってしまえば、なかなか裁判所はその国会を通過した法律にたてつくことはなからう、そういうふうな気持ちで、そんなものを考えておられるのかもしれないですね。私はそれはやはり大問題になると思う。そういうことでしたら、政府自身が、何か三権分立、その司法部の最高の頂点に立つておるそのような権威を認めないと、こういう考え方にはこれは通ずるわけでして、私はこれは非常に影響の及ぶところが大きいと思うのですよ、先ほどのあなたの考え方は。特に私は、法の秩序を守る責任者である法務大臣の立場としては、これは不適切だと思うのですが、どうなんですか。

○国務大臣(田中伊三三君) おことばを返すようですが、私はそういうふうに思わないのです。先ほど申し上げたように、開会中の国会の周辺を静かにして、そこへ集団示威運動が行なわれるということは、規模のいかんにかかわらず、単純なる集団行進ならばともかく、規模のいかんにかかわらず、集団示威運動は困るのだ。それで民主主義国会における運営に差しつかえが生ずる。国会というところは、申し上げるまでもないところでありまして、言論で審議を行なうのが生命でございます。正式に選挙をせられた国民の代表者が国会に出てきて言論を戦わすというところ以外に、デモであるとかなんとか、いろいろの言論以外の、国会以外の国民の正統の代表者以外の力をもって影響されるということ、これは排除すべきものだ、これが民主主義国会を運営する上での中心でなければならぬ、こういう確信を持っておりますので、この周辺を静かであらうがなからうが集団示威運動が行なわれてよいということ、私は言えないんじゃないかな。最高裁判所の先生お示しの御判決も、そういうことまで憲法違反だと申し立てるのではないであらう。公共の福祉とはどんなことをいうのかというところ、国会開会中の国会周辺こそが国のあらゆる公共福祉の中で一番高度の公共の福祉ではなからうか。国権の最高機関のある議事堂の周囲の静けいを守つ

てもらいたいということほど公共の福祉の底合の低いものはないでしょうね。そういうところから申しますと、私はこれを法律をつくったから憲法違反の法律だということにはなるまいと思う、決してならぬものだと思います。ただし、先生お説のことを胸に入れて反省してみると、先生、そんなに急いでつくれという態度はよくないと思います。そういう考え方は、はなはだ理想ではないけれども、まあ東京都条例で場所の変更、進路の変更という程度でおさまるものなら、これをひとつ何回かやってみて、そして裁判所にもお考えを願ひ、どうしても裁判所が考えてくれないでこれは停止処分にするに従来のごとくに仰せになる場合は、やむにやまれず、心ならず二十七条の発動をして裁判所の御決定を取り消してもらうという態度に出るべきものであらう。今度でも、六月のことがあったのですが、今度は考えてくださるであらうと思つて実は待つておったのでありますが、考えてくださらなかったということ、やむを得ず不本意でありますけれども二十七条の発動を総理大臣に求めるべきものだと、これを私は決意をいたしましたのでございします。今後こういうことがなると起ころぬことを希望する。起ころぬ、裁判所がこれに対して停止決定などをせられなことを希望する。しかし、あえて裁判所が相変わらず停止決定をなさずということであるならば、これに対して二十七条の発動はまことに遺憾なことではあるけれどもやむを得ない。こういうことが繰り返されていつていく間は、どうも安定しない。やはり法律をもって、国会を通過した法律をもって規定することがやむを得ないというところになるおそれがあるのではなからうか、こういうことを案じておる。案じておることが新聞にちらつと出ておるということでございます。何でもかんでも法律でやっちゃいませ、こういう軽率な考えは、私の頭脳にもございませ、政府も考えておりません。やむを得ずという結果になりかねない、まことに困つたものだ、という考え方を持っておりますということ、以上でございます。

でしょう、どうなんです。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 寺尾判決と杉本判決との間にはやはり通ずるものがあると思ひます。先ほど申しましたような意味で、やはり憲法上の自由というものは相当以上に十分尊重されるべきものであるという趣旨であらう判決なり決定なりが出てゐるものというふうに見ておられます。

○龜田得治君 最高裁判所としては聞くと、これは最高裁でこういう合議をしたこともないとおつしやるかも知れませんが、皆さんの立場から見ると、この杉本判決、決定、これは間違つておると思ひますか。先ほどの説明からいけば、ちゃんと最高裁大法廷の考え方に立つてやられておる、したがってこれは間違ひでない、私たちはこう確信するのですが、皆さんはどういうふうに考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 最高裁の判決、すなわち、東京都公安条例自体は違憲とまでは言えない、ただその運用にあつては注意すべき点があるというふうなことも判決で申しておつたと思うのでございしますが、その運用についてどの程度に達すれば違憲になるかというふうなことににつきましては、いろいろ見解もあるうかと思ひますけれども、この寺尾判決あるいは杉本判決は、あのような事態については、その制限をすることが憲法に違反しておるといふ判断をしたのでございします。これがいいか悪いかということについてお答えしなければならぬということになりますれば、これは私も事務当局でございしますので、その点は答える立場にないものでございしますから、その点については私も答弁ができませんことを御了承願ひたいと思ひわけでございます。

○龜田得治君 しかし、この杉本決定が、最高裁の大法廷判決、その立場を踏まえてやられておるものだ。まあこれだけ各方面の関心が集まつておる問題ですから、杉本裁判長自身もそういう手落ちのないように十分やつておられるあとというも

のは十分わかるわけですね。だから、その政治的な考慮を払わないで、その限りにおいては、これは最高裁の判例に合致してゐるわけですからね。これは是認しなければならぬのじゃないですか。裁判官としては、是認しないという議論が出てきますか、最高裁の判例とこの決定を比べて、積極的に肯定はできなくても、その杉本決定を否定するといふふうなことはどこからも出てこぬでしょう。次長、どうですか、あなたからも一ぺん見解を聞かしてくだい。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) 私は、このほど最高裁の事務次長に命ぜられた吉田でございします。どうぞよろしく。

ただいまの御質問でございしますが、やはりただいま行政局長が申しましたとおり、事務当局におります者としては、そういう点もお答えを差し控えるべきだと私も思つておりますので、ぜひ御了承願ひたいと思ひます。

○龜田得治君 そういう最高裁がへなへな態度だから、総理大臣がさかにかつてくるのですよ。私は、普通の判決について、一々事務当局にそういう批判がましいことを聞かせませんよ。しかし、何と云つたつて、この異例な権限、先ほど来も、法務大臣、皆さんに話してゐる、全く異例な大體規定なんですからね。それを世間の納得しない言ひ方で発動してゐるのが現状なんですよ。だから、ほんとうに私は最高裁の使命というものは、司法部を守る、司法の独立を守るといふことが大きな使命だと思ふ。そういう立場からこれはお聞きしてゐるのですよ。そういうことを侵害されてゐるわけでしょう。形式的に、二十七条の権限が総理大臣にあるからいいと、そんなものではないですわね。実質的な中身が伴わなければ、正当な権限とは言へぬでしょう。これは裁判官の皆さん、よくそういう考え方は平素から持つておられることなんです。それをやられていて、最高裁として何も考えない。私は、ほんとうに最高裁長官以下がやつぱり集まつて、こういう事態が下級審において起きておるがどうしようかというくらいにの相

談をして、政府のやり方が少し行き過ぎだということなら、皆さんのほうから当然これは抗議を申し込んでいい問題でしょう。私が控へ目に聞きますと、お答えまでが控へ目になつてしまつて、そんな縮かんでしまつてゐるようなことじゃ、どうして最高裁としての使命を果たすことができるのですか。これは全裁判官が相当大きな関心を持つて見てゐると思ふのです。何もしないで傍観しておるつもりですか、どうなんでしょう。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) いまの点でございしますが、裁判所といたしましては、これははっきり意見が申し述べられると思ひます。また、最高裁判所が下級裁判所の裁判に対していろいろ合議してしかるべく措置をとるようという趣旨のお話であります。これも、訴訟手続によつて最高裁判所に上訴された場合ですと、これは最高裁判所としても必ず何らかの意見を述べなければいけません。ただ、ただいまの事務当局としては、そういう点について触れるべきでない、かように考えております。

○龜田得治君 そんな事務的な、官僚的な答弁では通りませんよ。普通のことがやられてゐるのと違ふのですよ。第一、裁判官の皆さんは、あの古い行政事件特例法の場合でも、あるいは新法の行政事件訴訟法の場合でも、総理大臣異議の制度については反対なんですよ。私たちははっきりそういうふうな意見を聞いております。お二人は一体こういう制度についてどう考えてゐるのか。法律があるから賛成と言わなければならぬと、そういうことじゃなしに、ほんとうに司法の独立という立場から考えたら、一体こんな制度はいいものか悪いものか、どつちと考へてゐるのですか、はっきりおつしやつてほしい。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) いまお話のありましたように、立法問題といたしまして、私のはうでとかく批判めいたことを申し上げるのはいけないと思ふのですけれども、いまお話がありましたので申し上げますが、やはり裁判所の立場としては、好ましくない制度ではなかつたかと思

ひますが、しかし、それも大きい国の公共政策の問題から立法されたのであらうと思ひますので、裁判所がこの法律に従つた結論になるのはやむを得ないかと思ひます。

○龜田得治君 初めのほうだけでよしておけばいいのに。あとのそんなことは蛇足ですよ、全くそれは蛇足ですよ。そういうことを言わないと何かやはり都合が悪いのでしようね。そういう状態にあることが、最高裁判所がたよりないといわれるゆゑなんですよ。筋は筋で一本でがんばりなさい。この間の最高裁長官の訓示がありますね。長官並びに所長会同、これに何と書いてありますか、初めのほうに。皆さん事務当局だから、検討したでしよう。「法の支配を積極的に実現するもの、それは裁判所でありま。裁判所は、法の適用に關して争ひが生じた場合に、何が法であるかを決定する使命を有するのであり、政府も国民も、すべてが裁判所の決定を尊重し、それに従つてこそ、はじめて眞の法の支配が実現されるのであります。」おそろく皆さんが原稿をつくつて、長官が多少は——横田長官のことですから、多少筆は入れるかもしれないが、皆さんの合議でこういうことはやつてゐるのではありませんか。ところが、あなた、最高裁の判例に従つた決定でしよう。これは専門家がみれば、ちゃんと矛盾のない決定ですよ。それがあなた、行政権によつて踏みつけられるというふうになつた場合、それが形式的には二十七条に該当する、せぬ、そんなことは別に、司法府として決意がなければだめですよ。いままでばんやりしておつたのなら、いまからでもつと検討すべきですよ。それでこそ生きた司法府という印象を受けるわけですよ。何も下級の裁判官が出してゐる裁判と違ふ。大法廷で決めたその精神に従つてやつておる。それをあなた、見殺しにしてどうなるのです。いろいろな法があつたのほうから来ているけれども、ちゃんとしなければならぬ法通したつて何にもならないですよ。いまからでもそういう角度で検討すべきじゃありませんか。これだけ立法府あるいはは行政府が、さらに

国民が関心を持って願っているのに、肝心のびんたを食らわされた司法部自身だまっておるといふことがあるのですか、どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) またしかられるかもしれないけれども、やはり法律の規定がそういうふうになっている以上、裁判所としてはこの法律を適用しなければなりません。問題はやはり私は立法の問題だと思ひますので、将来ひとつ国会でよろしく御検討をお願いしたほうがいいのじゃないか、かように考えます。

○龜田得治君 立法の問題でも何でもありません。最高裁判所の判例はこれは法でしょう。私があなたにそんなこと言わぬたつて当然じゃないですか。判例という方法でみずからつくった法がたいした理由もなく無視されておるのに、それを黙って見ておるといふ、そんなことはないですよ。それは次長じやともこの答弁だめですかね。何らの悩みすらあなた持っていない。ほんとうに三権分立ということを真剣に考えておらぬからですよ、私に言わせれば。そういう考えだから、行政府がやる、あるいは立法府が出してやっています。やっていますと、みんな最高裁では認められていくのです。それが一体憲法の番人ですか。そんなものだったら、こういうでかいあいさつなどはせぬほうがよろしいですよ。あいさつだけじゃないですか。だから、急遽裁判官会議などを開くなり――長官はもうお帰りになつたかどうか知りませんが、この問題を最高裁としてこのまま放置しておくかどうか。そういう検討するお気持ちはないのですか。いくら事務的に以上のことは言いくいと言つたて、はなはだ私は心外です。そうして、法務大臣とか行政府の諸君は、かつてなことを、最高裁の判例を無視したようなことを言うて、そこのほうは黙っている。だめですよ。そんなものは。検討するお気持もないんですか、こういう事態について最高裁として。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) 何度も繰り返すことになるのですが、やはり裁判所としては裁判を通じて何らかの結論を出す以外に方法はな

いと思ひます。

○龜田得治君 そうしたら、こういう最高裁の訓示なんというものはやめておいたらどうですか。各裁判官にみなまかしておいたらいいでしょう。政府なり時の権力者にたてつような問題になると、そういうことを言つて逃げてしまふ。ほんとうに司法のことを思つておる裁判官はずいぶん関心を持っていますよ。それは相談をしても結果が政府に対して抗議をすることになるかならないか、そんなことはやめてみなければわかりませんよ。相談すらもしない、傍観しているというふうなばかな態度があるものですか。そんな次長や局長ではだめだから、長官が事務総長に來てもらつて、この一点でいいですから、次回にはつきりこれは最高裁の考え方を言つてもらいたい。私はむしろ皆さんに司法部としての考え方をはつきり示すという場を与えるつもりで本日は呼んでおつた。何たることですか。これ以上質問を続け

てもしかたがないから、最高裁に対しては本日はこの程度にとめておきます。

○後藤藤雄君 ちょっと関連。この国会開会中に国会の周辺でデモ行為をするのを禁止するという法律を制定するとすれば、さつきから問題になつておりましたが、それが従来の最高裁判所の判例に抵触するといふふうなお考えですか、どうですか、その点をお伺ひしたい。

○最高裁判所長官代理者(菅野實蔵君) たいへんむずかしい問題でございまして、即答を申し上げて誤りがあることをおそれるわけでございしますけれども、いますぐここでおまえの意見をいふことでありますれば、これは規定のしかたによるのじやなからうかと思ひます。つまり、公共の福祉との、それから表現の自由との関連の交錯する場合でございします。で、どの程度ならという、やはり程度の問題があるかと思ひます。したがいまして、この法案の内容いかんによつて、あるいは違憲となり、そうでないといふことになるのではなからうかと思ひます。十分

で、自信のないところでございしますが。

○龜田得治君 まあ後藤委員からちよつとお尋ねがあつたのですが、それはあなたのお答えのとおりですよ。最高裁の判例がそんなんです。ところが、政府の考へておるのは、全部ストップなんです。だから、そんなものは法律として出てくれば、やはりそれ自身が問題になる。とすると、最高裁はしかし法律ができることに弱いのです。ね。そんな印象を与えていることは、最高裁のいままでのやはり実績です。それは、立法府、行政府の行為であつても、憲法に反するものはきちつと結論を出していく、そういう姿勢が足らぬから、それで権力者はもう安心してそういうことを考へるのです。まあともかく事務総長、長官と相談してください。私の言うことが間違つておるといふことだったら、長官、事務総長出てきて反駁してください。そんなものじや信用落とすだけですよ。

○理事(山田徹一君) 速記をとめて。

○理事(山田徹一君) 速記を始めて。
午後の質疑はこの程度にとめて、午後一時まで休憩いたします。
午後零時十分休憩
午後一時十五分開会

○理事(山田徹一君) 速記をとめて。
〔理事山田徹一君委員長席に着く〕
○理事(山田徹一君) ただいまから法務委員会を再開いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、久保勘一君が委員を辞任され、その補欠として二木謙吾君が委員に選任されました。

○理事(山田徹一君) それでは、午前に引き続き、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○龜田得治君 前に議題にしていたいただきました福岡地方檢察庁小倉支部の不始末、それから警察のほうはお小倉警察署における不始末、いろいろ質疑したいことがたくさんありますが、時間等の関係もありまして省略いたしますが、最終的に、一体あのような問題を起こして、檢察並びに警察当局はどういうふうな現在考へておるのか、またそれらに対する始末のつけ方ですね、具体的にきまつておらなければ、それに対する考え方もつけようですが、そこら辺をまとめてひとつ法務大臣並びに警察のほうから一言ずつお答えをお願いしたいと思います。

○国務大臣(田中伊三三君) まことに恐縮に存じております。いやしくも檢察の部内においておしかりをいたしたいおつもりなかくのごとき事態が発生いたしましたことは、真に遺憾でございます。この原因を尋ねますのに、何と申しましても綱紀の弛緩が一番大きな原因であると存じますので、檢察会同その他の會議をいたしますたびごとに、全国にこれが徹底いたしますように、指示を与え、努力を重ねてきています次第でございます。近くこの事案の究明も、最も近い機会に明らかにする予定となっておりますので、その結果を待ちました上で、責任の所在を明らかにいたしたいです。今後は、綱紀の振興に十分意を用ひまして、かかる事柄が再びないよう監視をしまひたいと考えます。

○政府委員(内海倫君) 小倉警察署におきます事件につきまして、前回いろいろな点で御質問をいたいただき、私のほうからも、さらにいろいろその後におきまして、福岡県警察本部について調査をいたしました。この事件の取り調べに当たりまして、私ども率直に小倉警察署の取り調べの状況について、反省すべき点のあることを認めざるを得ないのであります。特に、留置場に留置いたしてありました被疑者に対して看守巡査が不当に面会をさせるといふようなことの結果、ついに逃亡せしめるという事態まで引き起こしたわけでありまして、その結果、警察本部におきまして各面から調査をいたしまして、その上申に基づきま

して、警察庁におきましても当時における状態を調査いたしました。国家公安委員会の身分権限に属する警察本部長及び小倉の警察署長——これは警視正でありましたので、国家公安委員会の身分権限に属するわけですが、この二名に對しましては、国家公安委員会において監督責任を追及して、懲戒の処分を付し、また福岡県の警察本部におきましては、小倉警察署の次長以下この取り調べ捜査に当たりました者のうち、こういう被疑に關係のあります者のそれぞれ監督責任及び留置責任等の責任を追及いたしました。十名についてそれぞれ懲戒処分をいたしました。また、当面この犯人を逃走せしめるに至りました巡査につきましては、懲戒免官の処分をとりました。あわせて本人につきましては、司法上の処分も行なわれたわけでございます。警察庁といたしましては、そしてまた福岡県警察といたしましては、かくのごときことの再び起こらざるよう十分原因を究明して、将来にわたって「そう適正な取り調べ、適正な捜査」といふものの行なわれるようにいたしたいと、深く反省をいたしておるところであります。こういうふうな点で捜査の信頼を失なわせるに至ったという点について、つつしんで遺憾の意を表したいと思ひます。

○理事(山田徹一君) 他に御発言もなければ、本件の質疑はこの程度にとどめます。
速記をとめて。

○理事(山田徹一君) 速記を始め。

○理事(山田徹一君) 次に旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案を議題といたします。

本案に對し質疑のある方は順次御発言を願ひます。——別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(山田徹一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(山田徹一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

「賛成者挙手」

○理事(山田徹一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(山田徹一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(山田徹一君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、本案に對する質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○亀田得治君 法務大臣何かあちらの採決と本案議があるようですから、先に、二点ちよつとお聞きをしたいと思ひます。

それは大学の法学教育の問題ですが、その記事をちよつと持っておらぬのですが、私が記憶しているのは、何か戦後二十年間ずっと育ってきた司法修習制度ですね、この根底を何かこわすような、そういうふうな角度に立つて、そうして裁判官、検察官だけを特殊な教育をするというふうな考えをお述べになつたようでありますが、実はきょう問題について、司法修習制度の問題について最高裁に若干お聞きをしたいと思つてい

んですが、だから、本来ならば少しこちらの質疑をやつて、関連してあなたの御意見を聞きたいと思つたんですが、時間の都合があるようですから、先に法務大臣に、その点についてどんな考えなのか、これは相当専門家の間にはショックを与えている発言ですが、ひとつほんとうのところをここで御披露を願ひたい。

○國務大臣(田中伊三三君) たいへん恐縮に存じます。私は長年にわたつて考えております一つは、裁判官、それから検察官、もう一つは弁護士、この法曹三者の場合は、個人個人がどのような思想を持つておられるか、これは憲法の認めるところで自由でございますが、その三者の法曹がそれぞれの職務に携わります場合におけるものの考え方は、右に片寄らずに偏せざる中庸の考え方で職務をとつてもらいたい。一体そういうことが可能なかどうかということでございますが、私は自分の経験から見まして、努力いたしますれば、思想はこうだ、しかし、職場をとるにあつたては中庸でなければならぬという考え方はできるものと実は思つてございまして。そこで、そういうことをいたしますには、高等学校、大学まで、それぞれの伝統のあります学校に入れて、そこを卒業いたしました者を、単に学力だけの試験——幾らか人物試験も口述試験というものもございまして、学力が中心は学力中心の試験でございまして、その学力を偏重した国家試験をいたしまして、それから採用した者を二年間研修所に入れて研修をさすということでは、不十分なものではなからうか。これはできれば、中学を卒業いたしました者、高等学校を卒業いたしました者、高等専門学校を卒業いたしました者、高等学校の卒業生を、特別の大学をこしらえて、この大学に預かる。そうしてその学年の何はこれを六年とする。四年間は普通の大学の教育と同様に行なう、あとの二年間は研修科を設けて、ここで研修をさすということにして、この法律専門家を養成していくことに努力をしてはどういうものであらうかと。こういう場合に、で

は通常の大学で法科を勉強した者は検事、判事になれないではないかということになります。これは卒業されて法務大学の五年生に入學をなさつて、五年、六年の研修を受けられるということではいけないわけでございます。そういうふうな方法で、仮称でございますが、法務大学、法曹大学と称するものを単行法でつくりまして、そうして裁判所または法務省の所管とするということにこれをやつていく道はなからうかということの構想は実は発表をいたしましたのでございまして、先生のおことばのとおり、意外な反響を呼びまして、けしからぬという意見と、なかなかいいという意見と、反響が、おもしろいほどに千々まちまの反響を呼んでおる。そこで、私が就任いたしますと、わざわざ省議を開きまして、この問題を省議にかけて、とにかくこれをひとつ構想段階に入つてもらいたいということ、就任直後構想段階に入ることになりまして、目下本省を中心といたしましてその構想を練つておるところでございますが、大體の構想ができました上、今度は立案段階においてひとつ世論をしっかりと聞きまして、裁判所の御意見、ことに弁護士会の意見、檢察当局の御意見というものを、法務省を中心にして、しっかりこれを取りまとめました上で、いかなる方法でこれをやつたらよからうかということを考えていきたいと思つておるわけでございます。幾らか日の丸の旗を掲げたような考え方でこれをやるように見えるかも知れませんが、そうではないのでありまして、必ず右の思想を理解する能力があると同時に左の思想を理解する能力もある、また両方いずれかの思想にあることは自分の自由であります。職務を執行するにあつては中庸の姿勢でいきたい、そういう理想の法曹三者を養成することを目的とした大学——特殊大学でございますが、そういう大学をつくるのがよいのか悪いのか、よいとするならばいかなる内容を持すことがよからうかということを目下慎重に検討しておる段階でございまして。

○亀田得治君 いま大臣の構想がこまかいところ

まできまつておらぬのかもしれないが、きまつておらぬところはおらぬとお答え願つていいんですが、そういう大学を出れば、裁判官、検察官、弁護士、どれにでも自由になれるんですか、何かさらに国家試験を受けるんですか、どうなんですか。

○国務大臣(田中伊三次君) まだ具体的などころまでは構想が進んでおりませんが、その卒業生は検事、判事、弁護士となる資格がある、こういう構想でいきたいのでございます。そういうことでございますので、他の大学を卒業……

○龜田得治君 試験受けなくていいんですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 受けなくていいんです、卒業生は。そういう大体的な構想です。他の大学を出した人は、五年生に入学の試験を受けてもらわねばならぬ。それで、五年生に入学をして、六年生を卒業するときは同様の卒業になるわけです。試験は要らぬという形になります。

○龜田得治君 そうすると、この大学を出なければ法曹にはなれない。途中で入ってきたこの大学に二年間おるといふのもいいとこれがなつておりますが、そうじゃなしに、どこか普通の大学を出、法学を勉強して、そうして法曹になりたいといつても、なる道はないわけですね。

○国務大臣(田中伊三次君) 私の構想では、なる道はない。大学を卒業すれば、必ず五年生の研修科の入学試験を受けて入学をする。これがちょうど資格を取るようになるわけですが、そうして卒業いたします。

○龜田得治君 初めの構想では、大体検事と裁判官と、こういうことじゃなかったんですか。

○国務大臣(田中伊三次君) いいえ、これは三者でございます。

○龜田得治君 その骨子はわかりましたが、どうでしょう、そういう高等学校卒業して、そうしてそういう特殊の大学に行く、それが大部分になりますね、おそらくそういうことになれば。その裁判、検察、弁護士というのは、何といつてもいろいろな素養豊富に備わつておるほうがいいわけ

けですね。で、そういう職業から考えて、高校卒業程度でこの一つの方向づけをきめなければいけません。何か非常に幅の狭いものになる感じがするんですが、おそらく、そうじゃないんだと、入った後にいろいろものを教えるんだ、それで幅を広げていくんだと言われるでしょうが、やはり一番大事なのは本人自身の考え方ですね、これがしっかりしていなきゃいかぬわけですね。自分は法曹としてしっかりやろうと。これは、高等学校卒業段階でそんなことを求めるのは私は無理だと思ふ。ほかの技術関係のことでしたら、わりあいそういう決意が出るでしょう。なかなかこういう複雑な社会を相手にする法曹という立場から見ると、ちよつと私は疑問に感ずる。そうすると、何か当面の就職とか、先が安定するか、そういう狭い気持ちの者だけがそこへ集まつてきてということになりまして、非常に全体の水準というものがさういう中で、一面上がるものだろうかとこの疑問を持つんですが、教え込めばいいというものはね。そういうような点、私は現在のうちにいろいろのがさうやってきまして、そうして相当きびしい、関門を通るわけですね、国家試験。通つた後に裁判官、検察官、弁護士といふものになる人が全部一緒になつて研修すると、その段階で初めて専門的になつていくんでしよう。それまでは私はできるだけ広いほうがいいと思う。

裁判所なり検察庁の空気にしても、もう高等学校卒業から一緒にの者がさううとやつていふというのでは、何かさう昔の幼年学校から士官学校へ行く、さういふような感じで、どうもさういふ点を懸念するのですが、だいいじょうぶですか、さういふ点は。○国務大臣(田中伊三次君) ひとつ法曹にならうと考へてこの学校に入つたと、入つてみたがどうも会社につとめたいと、さういふことであります。場合は四年で卒業する制度になつておりますから、四年で卒業してくれば、他の大学を卒業したのと同様の資格を得まして、大学卒業生となる

わけでございます。

それから、他の大学で勉強しておつたが、これはひとつ法曹になりたいと考へてくださるという殊勝な学生があれば、これは五年生に入学をさせるのだ、さうして卒業すれば資格を得られるということ、まあいま先生仰せをいただくようなことは、なるほど幅の狭い教育ではたいへんマイナスがあるかと思ひます。これは大いに反省をしなければならぬ。この点については、深い配慮が必要であらうかと思ひます。私の素朴な考え方では、たいへん幅が広いようなたてまえを持たしておるようになつてほしいと思ひます。いやな者は、研修科に行かなければ、普通の大学卒業生として会社でもどこでも採用されるのだ、さういふ形ではない。入つておられます者はいさう考へて、それから法曹大学に入らない人は、いままで大学を卒業して試験を合格しただけでは判検事、弁護士になれない、研修二年を経なければならぬ。さういふ次第でございますから、研修をやつていく理屈が合つておるうちに私は思つております。いま御意見伺いますと、さう幅の狭い窮屈な馬車馬的な学生を育てるようなことになつては、国家のためにたいへんなことかと思ひます。この点は反省を要することと思ひます。

○理事(山田徹一君) ちよつと速記をとめて。(速記中止)○理事(山田徹一君) 速記を始めて。○龜田得治君 六月十五日、高裁の長官ですか、地裁と家裁の所長会合がありまして、その訓辭をさううと私見たわけですが、その中で、司法修習制度の運営ですね、このことについて相当触れておられ、その會議自身もさういふ問題でいろいろ論議されたようであります。その模様をまずお聞かせを願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいま龜田委員からお話のございましたとおり、去る六月十五、十六両日、全国の高裁長官、地家裁所長の会合を最高裁判所において開催した次第でございます。これは、御承知のとおり、毎年一回、大

体においては予算を通していただいて、最高裁判所の予算が確定いたしました後において、その予算の説明なりあるいはその年度における諸種の施策について説明し、また協議をするという趣旨で開かれる会合でございます。

本年度は、いろいろ予算の成立がおくれましたとの關係で、例年より若干おそくなつてゐるわけでございます。それで、本年取り上げました問題の重要な一つとして、いま龜田委員から御指摘のございました司法修習制度の運営及び改善についてという議題についていろいろ討論がされたわけでございます。ただ、御承知のとおり、この裁判所の会合は、検察庁もほぼ同様と思つておりますが、いわゆる會議といふことばを使つておられますところから御推察いただけますとおり、いわゆる會議といふような方法によつて、つまり決をとるといふようなことはいささなないわけでございます。これは、裁判官がそれぞれ独立の身分を持つておるといふこと等もございまして、いろいろ意見を交換する、さうして意思の疎通をはかるというところに主眼がございまして、必ずしもさういふ意見が多数であり、さういふ意見が少数であるといふことを申し上げるような形には運営がなつていない次第でございます。しかし、一般的な空気がさういふものはそこに出てまゐるわけでございますが、それに先立ちまして、いま龜田委員からお話のございましたように、長官が訓示をされたわけでございますが、この長官の訓示と申しますのは、申すまでもなく、最高裁判所の裁判官會議で慎重に検討し、練られましたものでございまして、これはいわば最高裁判所の公式意見と御理解いただいてもよいわけでございます。その中で長官が述べておられますことは、要するに現在の司法修習制度といふものは相當な成果をあげてまゐつておるといふことを申してゐるわけでございます。司法研修所を中心とする新しい法曹教育制度が、法曹三者の資質を高め、法律実務の水準の向上に大きな成果をあげてきた既往二十年の実績は、高く評価されるべきであると思ひます。とい

うふうに述べておるわけでございまして、これが基本的な立場になるわけでございまして、ただ、そのすぐあとでも申し上げておきますとおり、たとえば法曹人口をもう少しふやすというふうなことに關連いたしましてそういうことをやるとすれば、それについてはいろいろ技術的にさらにくふう、検討する問題があるのではないかと、こういうのがまあ最高裁判所の立場でございまして、裁判官の会同におきましてもおおむねその線に沿った意見が出ておつたものというふうには御理解いただいてけっこうではないかと、かように考えるわけでございまして。

○龜田得治君 だいぶん先ほどの法務大臣の方向と違ふようでして、ちよつと法務大臣も実はいてもらいたところなんです、まあ後ほどまた大臣来られたら聞きますが、そこで、大体おっしゃったような方向で進むということが私も正しいと思うのです。具体的にはどういふふうなことが問題が出ておるのか、そういう立場に立つて、そういう点を、おもなものでいいですから、若干ひとつお答え願いたい。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 御承知のとおり、裁判官の代表者で、専門家はかりございまして、話がどうしても非常に専門的になり、また技術的になるわけでございまして、そういう点では、いわばこの国会で御審議いただきますのには、ややこまかい問題だというふうなおしかりを受けるかとも思いますが、いま龜田委員のお尋ねがございましたので、一、二その例を拾って申し上げますと、まず、司法修習生はある程度数をふやさなければいけないのじゃないか——これはいろいろ法曹人口というふうな点から關連いたしまして、ある程度ふやさなければいけないのじゃないかというのがかなり強い意見でございまして、しかしながら、この点につきましても、具体的な数というのになりますと、現在五百二、三十でございまして、これをたとへば六百程度というののも一つのふやす意見でございまして、まあもつと思ひ切つて千人という意見もないわけではござい

ませんが、こうなればおのずから素質の低下という問題にもなつてまいりますので、なかなかそこには踏み切れない。そうすると、自然に漸増というふうなところが一つの中心的な考え方ではなからうかというふうなことになるわけでございまして。そうなりますと、それを教育するために、たとえば現地の問題といたしまして、現在五百數十名を全国大体三、四十くらいに裁判所にまかせて実務修習をやつておるわけでございまして、おそれくこれは龜田委員現地で御承知のとおり、相当指導には裁判官が苦勞しておる面もあるわけでございまして。そこで、ことにまた、いまのやり方でまいりますと、二交代制になりまして、同時に二つの期の人間が来るというふうなことになるまいと、非常にその間に指導に無理が生ずる。そういう点で、そういう支障をなくするためには、たとえばある程度現地修習の期間を短くすることはいかげなものであろうかというふうな意見もあるわけでございまして。しかしながら、これに對しましては、裁判所の内部にも、いまの特色は実務修習にあるのであるから、これを短くすることに

ついては疑問があるという意見もむろんあるわけでございまして、その点は今後の検討問題であるというふうなことをおぼえておるわけでございまして。そして同時に、そういう実務修習の期間を短くいたしますと、おのずから研修所における教育期間が長くなるというふうになるわけでございまして。現在は八カ月程度でございまして、これをたとへば一年にするというふうな議論もあるわけでございまして。しかしながら、また、一年にいたしますと、それでなくてもいま指導のための教官というものが増員という問題になつてくるわけでござい

ます。しかも、その教官は大部分が裁判官の資格を有する方でありまして、これを現場から引き抜いて教官にする、教官をふやすというのについて、やはりかなりまたそれについての疑問もあるわけでございまして。こういうふうないろいろ問題がございまして。そのほかにも、さらにもう少し思

い切つた改革の方法という意見もないではございませんが、大体中心的な意見としては、そういうきわめて技術的と申しますか、そういう立場での討論がされておるのが実情でございまして。

○理事(山田徹一君) 質疑中ですけれども、この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、西村閣一君が委員を辞任され、その補欠として大橋和孝君が委員に選任されました。

○理事(山田徹一君) 質疑を行ないます。

○龜田得治君 この司法研修所の中身については、どういふふうな問題が出ていますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 司法研修所の中身と申しまして、いま申し上げました期間をどうするかという点も一つの中身でございまして。それからまた、教官を現在五十人に一人ずつ置いておりますが、これをもう少し大ぜいに對して一人、つまり集団的な教育ができないものであろうかというふうな点、先ほど少し申し上げました、これもまあ中身でございまして、おそろくいま龜田委員のお話になりましたのは、教育内容そのものだと思ひますが、その教育内容そのものにつきましても、もう少し、何と申しますか、一般教養的なものをふやすべきだと、あるいは法曹倫理というふうなことに對しても十分教育すべきだというふうな議論もございまして、それから実務教育の中身そのものについてももう少しくふうの余地があるのではないかとこの意見も出ておるわけでございまして。

○龜田得治君 一般教養というふうなのは、これはどういふふうなやられていますか、現状は。時間数なり、内容ですね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私、たゞいま手元にそのこまかい時間割りは持つておりませんが、しかしながら、一般教養につきましましては、いろいろな考え方が実はあるわけでございまして。一般教養というものは、たとえば芸術についての話を聞くとか、あるいは能を見にいくとかい

うことのような、そういう方法で得られるものではなくて、もう少し法律学をじっくり勉強する中からおのずから一般教養が高まるのだという議論もございまして。しかしながら、研修所におきましては、従来から、そういう法律学の研修と並びまして、いろいろ、先ほど申し上げましたような、たとえば能を見にいくとか、あるいは芸術家に講演をしてもらふとか、そういうふうなやり方もあるわけでございまして、おそろく次第でございまして。

○龜田得治君 なるべく若い間にいろいろ専門のものに接觸しておくというところは、これは私は非常にいいことだと思います。裁判官になつてからといつても、なかなかそういう余裕もない、そういう意味では賛成です、そういうやり方は。もちろん見たからそれが全部自分のものになるわけではありませんが、少なくともきつかけくらいにはなつていくわけですから。教養といへば、それは實際は一生からならなければならぬ問題ですが、そんなことを言つたらちつとも進まぬわけですから、いいのですが、そういうもののプランを立て方ですね、これはどこでどうきまつてくることになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは大体において、司法研修所のいわゆる教官會議というものが中心でございまして。その司法研修所の教官會議の構成は、御承知のとおり、裁判所の出身の者、法務省、検察庁出身の方、さらに弁護士出身の方、かなりお入りになっておりまして、そういう方々から構成されております教官會議が主体でございまして。

○龜田得治君 これは教官會議ですから、司法研修所の教官をしておる人の會議ですね、結局。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そのとおりでございまして。

○龜田得治君 そうすると、何でもね、人数も相当多いようですが、この司法修習運営諮問委員会というものを最近おつくりになつたようですね、長官訓示の中に書いてありますが、これとの關係というのはどういふふうになるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 亀田委員のお話のとおり、昭和四十年の十二月二十五日の最高裁判所、司法修習運営諮問委員会というのを設けたわけでございます。これは御承知の臨時司法制度調査会の意見もございまして、それはさらにさかのぼりますれば日本弁護士連合会等からも強い要望のあったものでございます。そして、いろいろ各方面とお話し合いが続きまして、昭和四十年十二月に規則ができ、昨年の春から発足しておるわけでございます。委員は十五人ということになっておりまして、裁判所、検察庁、それから弁護士会、それから学識経験者の方というふうな構成で運営されておるわけでございます。この諮問委員会の規則では、「委員会は、最高裁判所の諮問に応じ、司法修習生の修習についての基本方針の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議する。」と、かようなことになっておるわけでございます。必ずしも制度の改正ということばかりではなく、もう少し広い意味で運営全般にということでもございまして、当然にお話のような問題も議論に出てまいることを期待いたしておるわけでございます。ただ、何と申しまして、現在司法研修所の建物が相当古くなっておりまして、これは御承知のとおりでございますが、そうして近い将来には、これの改築と申しますが、新営をしなければならぬという関係がございまして、そういうふうな関係からも、これをどういう形で持つていくかという、もう少し基本的なところについて十分各方面の御意見を伺いたいという気持ちで私どものほうにはあるわけでございます。しかしながら、現在諮問委員会自体としては、もう一つその前提として、それではどういふ問題点を中心にこれで行ってまいることがこの修習を成果あらしめることであるかという立場から討論がされておるわけでございますが、すでに四回ほど開かれておりますので、かような問題が逐次討論が終つてまいりますれば、またあらためて諮問等が発せられまして、さような方向についていろいろ検討がされるという手はずにならう

と、かように考えておる次第でございます。○亀田得治君 諮問委員会のメンバーはどういう人ですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 大体から申し上げますと、部内のは最高裁の裁判官、現在は奥野裁判官がこれに入っておりますが、これが委員長でございます。それから裁判所側からは、最高裁の事務総長と、それから地裁の所長というのが加わっております。法務省のほうからは、法務事務次官と、それから次長検事、それから地方検察庁の検事正というふうな方にお入りいただいております。それから弁護士さん合衆会として五人お入りいただいております。それから弁護士会からは、東京及び関西の弁護士さん合衆会として五人お入りいただいております。それから中央大学の木川教授がお入りになっており、そのほかに司法研修所長と、かようなメンバーでございます。

○亀田得治君 なかなか肩書きのりっぱな、いかめしい人ばかりで構成されておるような感じがするのです。私は、司法修習の中の一般教養という問題、これ非常に重視しなければならぬと思うのです。だから、何かもう少しそういう点について突つ返んだ検討ができないものだろうかという気持ちを持っております。これはなかなかむずかしいですよ、どなたになつてもあつても、おの自分のくせなり傾向というものがあつても、けですからむずかしい問題でありますけれども、どうも、諮問委員会をつくつたり教育会議を持つたりということをやりまして、一般教養という点についてどれだけ突つ込んだ議論ができるだろうかという点、疑問に思つておるのです。非常にきつぱな人が一人でもおれば、その人に一切まかせれば非常にいい指導をやつていくという場合もあるでしょうが、しかしこれはまたある意味では危険です。そういう点の研究が十分されておるのじゃないかと思うのですが、たいへん失礼な言い方ですが、いや、それはやつておるんだというところかも知れぬが、しかし、いま聞いたよう

な顔ぶれでは、結局は司法修習についてのほかの法律的な問題等がやはり前面に出てきて、ついでに教養の關係をつけ加えていくと、こういうことになると思ひます。そこら辺、そうなつておらなければいいが、やっぱりそうではないか、どうですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 先ほど私の御説明がやや不十分であつたかと思つておるわけでございますが、いま亀田委員からいろいろお話をいたしました点、まことにごもっともでございます。実は、私どもとしては、この修習生に関する規則の第四条にございまして「司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養ひ、法律に關する理論と實務を身につけ、裁判官、檢察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備へるよう努めなければならない。」、こういう規定そのものとしてはおそれなく申し分のない規定ができておるわけでございます。結局、その運用というところになるわけでございまして、先ほど司法研修所の教育會議と申しましたのは、教育會議でもつて一般教養の指導についての方針をきめるということとを申し上げたつもりであつたわけでございまして、直接にたとへば講義とか講演をしていただきます方は、むしろその教官ではなくて、教官が人選いたしましたして、そうしてやつてもらうと、こういう手順になるわけでございまして、そしてこれは、実は私ただいま網羅的な資料を持つておりませんので、多少断片的になりまして片寄つた説明になると、あとで司法研修所からしかれることになるわけでございまして、一応手元にありますものを一時申し上げますと、たとえば学習院長の安倍能成先生であるとか、あるいは小説家の伊藤整さんであるとか、あるいは近代美術館の河北先生であるとか、あるいは近代美術館の河北先生を講師にお願いして、そういう講義なり講演をやつていただいております。そういうのが実情でありまして、法律家以外にもできるだけ幅広く講

師を求めてやつておるような趣旨のようでございますが、むしろまだ十分ではないと思ひますけれども、ねらいとしてはそういう考えを持つておるわけでございます。

○亀田得治君 たとえば、この思想傾向などはどういうふうな考へておるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、先ほど法務大臣からもお話がございましたとおり、右に偏せず左に片らず、こういうことであらうと思ひますが、講師についてはできる限り幅広くという気持ちでおると考へております。

○亀田得治君 じゃあ、左の人の意見も聞き、右の人の意見も聞き、こういうシステムになつていきますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) このいま亀田委員のお話、右というのをどの程度の方を右といい、また左というのをどの程度の方を左というのかということになりますと、これはおそれなく、まあ暴力団の方などというものが右として、左はどういう方が存じませんが、しかし、たとへば都留重人教授なんかはまあかなり進歩的な御意見の方だと思ひますが、そういう方もおいでになつておることは間違ひございません。もつと左の方があるかどうかが私も詳細に存じませんが、まあそんなことでございまして。

○亀田得治君 まあ暴力団などは、これは一つの論外でしてね。裁判所があるいは多少そういうことも考へておるのだつたら、これはたいへんなことなんです。それはやはり社会にはいろいろな傾向の者があつておるから、思い切つてやつぱりそういう人に来てもらつて、そうしてその考え方を知つてもらひ、また別な人も来てもらひ、そういうふうにはやつていくべきだと思ひます。まんなの人だけというのじゃ、これはほんとうの教育になりません。まんな中というの、これは結果として出てくるのであつて、それは檢察官、裁判官、弁護士にならうかという人は、あらゆるものに触れていき、それが理解できる人じゃなければ

ば、ほんとうの弁護も裁判もできないわけですからね。だから、ちょっといまお聞きただけでも、やはり左右への広がりやちょっと少ないです、どうしても。だから、私は、その辺をやはりもっと検討してみる、冷静にそういう左右の意見を聞くことは、これは非常にいいことなんですよ。それから芸術関係などもね。どうしても、政權とつておれば、その政權につながるそういう人が多く出てくる。それはそういう傾向をどんな場合でも持ちますよ。しかし、それは将来は育たぬです、いつまでも自民党じゃないのだから。まあ大臣おられますが、その点は否定されぬと思うのです。やっぱり日進月歩変わっていくのですからね。そういう立場で、この教養面というものを私はちゃんと司法修習の間にやってほしいと思うのです。そういう広がりがないやつで、何か一つのワックにはめてやろうというのだったら、かえってせっかくの人材というものを私は殺してしまふと思う。まあだれを採用するかは別として、その考え方はどうですか。これは事務次長、あなた総長の代理ですから。これは大事なところで、法務大臣に遠慮しないでもいいですよ。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) いまのお話は、ごもっともだと思いますので、将来大いに検討したいと思ひます。

○龜田得治君 それでは法務大臣、いまの制度は私は非常によく運営されていると思うのです。最高裁の長官も六月十五日の訓示で述べておられますが、私はこの部分はそれとおりだと思つてゐる。二十年間の司法修習制度の実績と功績というものは、非常にやはり大きかつたと思うのです。それは前の古い法曹の時代よりも相当やはりいろいろな面ですぐれたものを持っていると思ひますね。中身をよくするということは、これはもつとつとめなければいかぬですよ。そういう意味で議論しておつたのですが、どうも大臣のさっきおつたああいう考え方が、このせつかく育つておる、そして途中にはいろいろ批判もありましたけれども、やはりこの制度の根幹は維持して

かなければいかぬ、これは最近裁判官、検察官、弁護士みんなほとんどその点では一致しておられますけれども、そういうことに対して何か水をかけるような感じがするのですが、その点どうでしょう。

○國務大臣(田中伊三次君) 私の大きな構想であります。これが一つの学校に入れて教育をするという、しかもそれは四年間もやろう、あと二年間は研修でやろうというのでありますから、そういうきらいがどうしてもにじみ出てくるような感じがござりますが、日本の国の一番うれいというか、ありがたいというか、感じをありのままに申しますと、思想が文字どおり自由である——どの国も自由とは言つておりますけれども、日本の思想のみはほんとに文字どおり自由である。また、意思の表示のしかたも文字どおり自由、表現の自由も、日本の国ぐらゐ自由な表現を持つてゐる国はございませう。そういう意味から、左右両翼——ことばはおかしいのでありますが、右左両方の意見が日本国民に聞く機会が常に与えられている。そういう機会が常に与えられておるといふことが、非常に日本人の幸福感を味わつておるといふところではないかと考えておるのでございませう。ただ、私の構想によると、一つの学校に入れた四年間ということになりますと、先生のおつしやるとおり、いかにかと考える。ただ、学校の分野でありますから、たとえばいまちよつとお話のしました教員の招き方、講義のやらせ方というものによりましては、一定のところに置きまして、左右両方の思想を理解するに足る能力がある。しかし、事に処しては職務を執行することに処しては中道をやる、中道でなければいかぬのだという訓練を施していくと、私はさらに一そう、左右両翼自由なものを聞き入れながら、おのれを持していく上に中道ということができれば、たいへんすばらしい存在になるのではなからうか、こういうふうな実はあまり窮屈でなしに考えておるわけがございませう。四年間同じものに入れておくといいことがいかにあるかと、よほど反省を

要するところであるとも考えております。

○龜田得治君 大臣の考えでは、現在この二十年間やつておる制度がどこが一体悪いのか、それでどういう対策を考えるのだというところでなければ、ほんとうの対策でないですね。現在のどこどこが欠点なのか、その点はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(田中伊三次君) それがいへん言ひにくい。(笑聲) いや、ほんとうにこれは法務大臣の言うことばとしていへん言ひにくい。裁判所おられるとたいへん言ひにくいことなんです。言ひにくいことですから、しかたがないから申し上げますと、いままで研修を熱心にくふうしておつてくれるのですが、私の構想とは逆に、思いの学風、思いの校風、思いの伝統の伝統のある大学で教育された区々まちまちの考え方を持った者が、学力試験だけ——だけでもないでしよ、が、学力試験を中心として採用されて二年間の研修に入る、こういうことでありますので、左右の思想を持った者は右の思想を持ったまま、左の思想を持った者は左の思想を持ったまま——やつと言つて悪いが、右の思想を持ったまま——しやる諸君は右のまま、左の思想を持った者は左の思想を持ったまま試験を受けて二年間やつておる。法務省はどういうふうな者をとつておるかという、検事になるうとする人はなるべく右寄りの者を選び、裁判所は左寄りの者を選ぶかどうか知らぬが、大体そういうふうになつておる。私のほうはあまり左の者は選ばないような方針になつておる。そういう結果は、裁判を見ても——それは裁判所を批判しちやいけませんが、これはこの場限りの話としてないしよにお聞きを願ひますが、職務執行について左の立場でそのままで裁判をしていらつしやるというように思ふことがだといふ具体的に出ている、裁判の結果が。それは上の最高裁判所に行きますとちやんと是正はされるのですが、しかし下級裁判所の裁判官の中にはそういうふうな裁判官がなしともしない、こころが言ひにくいところなんです。しかし言うてしまふ

ことになるんですが、そういうふうなことを私は考えますときに、職務執行は中庸だ、おのれは思想は左右両翼どちらでもいい、これはあまりむづかしいことではなしにいけるというように判断をいたしておられます。これは私自身の体験から見てもやれる、これは訓練によると、こういうふうな考え方でありませう、私の言つておるような構想に立つて苦心しておるのであります。

○龜田得治君 横のほうで最高裁が手をあげたがつてゐるようでありませう、それは大臣の誤解があります。それは、大臣のようなことをおつしやつたら、これは一体裁判官の要がないということになる。裁判官は両方の意見を聞いてそうして判断をするわけですから、ときに検察官の意見をいれないということもあります。しかし、それは数は少ないですよ。ただ、そういうのが出ると数が少ない証拠になる、ニュースになるのだから。大部分は反対なんです。私たち、そういう検察官の考えをいれない裁判官と話をしておりましても、決して大臣がおつしやるような感じは受けませぬ。法律そのものに取り組んで、それ以外のものには影響されないう立場でやつてゐる。大臣のような考えですと、みんな検事の言うとおりにしろ、こうなるわけでありませう。これは自民党の場合でも、選挙違反もあれば、いろいろあるし、それは自民党の中でも文句が出ますよ。それは大臣のそういう点は、多少私は一ぺん聞いてみたいと思ふ。やはり現状認識においてもつと御検討をお願いしたいと思ひます。司法修習制度が改革の余地があるというふうなものならば、これは当然検討しなければならぬと思ひます。だけれども、私は、ともかくいろいろの方面の人があそこへ寄つておつて、ともかく司法全体の中身といふものを豊かにしてきてゐる、非常にいい点だと思ふ。中身をもつと豊かにしなさいと言つて議論してゐるのですが、そういうことですから、これは大臣も評価してもらひませんと……。

○國務大臣(田中伊三次君) ちよつと一言だけ。ありのままの話がいへん誤解を招いてもいいけませ

んが、私は司法修習生過去二十年の長きにわたってたいへんよい成績をあげておられるものと信じております。また、法務省にもその一半の責任があるわけで、発言権もあるわけでございします。非常によくやっておられる。それから、裁判官も非常な努力をされて、苦心をさせていただいておられることとよくわかるのであります。もう一段、私流の欲を言いますと、法務大学を提唱しておる私の心理から、一つの欲を言いますと、もう一段職務の執行に際しては中層で行っていただく道がなかるうかというのを実は私は考えておるのであります。これは検事に多く申し聞かしておるところであります。裁判官のほうでもそういうひとつ心がまえを一段と強めていただくことができれば万歳だと、こういう気持ちを持つていらるでございします。先ほどのようなことを申し上げたわけでございします。日ごろの御精進に対しても心から敬意を表し、裁判所のおじやまにならぬように、ならぬようにということ、どこに行っても私はそういう立場をとっておることと一貫しておるわけであります。

○亀田得治君 大臣が新聞に発表されたあいう構想ですね、これは何とか制度化しようという立場で推進されるつもりなんですか。

○国務大臣(田中伊三三君) ただいま構想段階でございします。構想段階で信念が持てます場合は、ひとつあらゆる方面と御相談を申し上げます。立案段階に推し進めていきたいと、こういう考え方でございします。

○亀田得治君 そうすると、まだ構想であつて、案というところまでは行つておらぬと、そういうふう聞いてよいですか。

○国務大臣(田中伊三三君) そのとおりでございします。

○亀田得治君 どうもこま切れになつてしまつて、質問がスムーズにいきませんが、それで最高裁ではよく問題になるんですが、司法人口ですね、これをどの程度にめどをつけておられますか。これは臨調はじめなかなか議論の存するところですが、

しかし、一応皆さんは現実の制度を担当しておるわけですからね、よかれあしかれめどをつけなきゃ、じやことしは何人しようとか、予算はどうしようとか、そういうことが出てこぬわけですから、そういう点についてのひとつ皆さんの研究の結果をここで聞かせを願いたい。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、亀田委員つとに御承知の、臨時司法制度調査会におきまして相当論議された問題でございします。そして、その調査会におきまして、いわば最終目標をどこに置くかという結論が出なかつたような問題でございします。私どもとしてもいまこゝで何名という具体的な数字は持つていないわけ

でございします。ただ、これまた御承知のとおり、日本の法曹人口というのは諸外国に比べますと、きわめて少ないわけでございします。一例をとりますと、たとえば弁護士の一入当たりの国民の数が、日本では一万二千人余りでございしますが、それに對しまして、イギリスでは二千人、アメリカでは六百人と、このように格段の差がありまして、たとえ西独のようなどころでも三千人ぐらゐで一人の弁護士というところでございします。そういう点から申しますと、いわば幾らでもふやさないければならないことになるわけでございします。ただ、それは申しまして、一面これは国民の法律生活の伸展ということもかね合ひになるわけでございします。諸外国のように一つ契約を結ぶのにも必ず弁護士さんに頼むというふうなところ、日本ではむしろ問題が起つてから弁護士に頼むというところでは、弁護士の必要数も変わつておるわけでございします。将来として、私もやはり契約を結ぶ際には弁護士に頼むという方向にいきたいと思つて、そういう意味では、現在約八千人ぐらゐの弁護士が、少なくとも一万人をこえないことにはと考へておるわけでございします。しかしながら、かようにふやそうということになりますと、これは消耗もございします。で、相当大幅に増員しなければふえないわけ

でございします。ところが、一方では試験の成績等

からまゐりますと、なかなか現在の五百三十人というものを六百人にふやすというところは容易ならざることでございします。そういうことで、これは可能な範囲で成績等ともならみ合わせながら漸進的に増加するという方向が穩当ではないか。同時に、これは、しかしながら、いま私も一応の考へを申し上げましたが、当然法務省なり内閣においてお考へになるべき問題であり、また日本弁護士連合会でもお考へになつておることと思ひます。で、さうな方面と十分話し合ひをしながら具体的な施策は考へてまいらなければならぬ問題であると、かように考へておるものでござい

ます。

○亀田得治君 この臨時司法制度調査会で、例の法曹一元の決定がされております。これは方向としては、一応法曹一元制度を認めて、そしてその基礎を培養するというのを特に主張しているわけですね。そういう立場から最高裁は努力しているのですか、あまりしてないんじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ちょっと、いまの御質問に答えます前に、先ほど私、亀田委員のお尋ねのときに、暴力団云々ということを出そうと、ことが走りまして、これは本意にな

いことを申しまして恐縮でございします。それから、いまの臨時司法制度調査会の決議の問題でございします。これは実は、亀田委員もつとに御承知のとおり、当時内閣のほうから最高裁に對してはこれを尊重して施策することについて協力してほしいという公文書が参りました。御承知のとおり、これは内閣総理大臣に対する答申と申します。報告でございします。で、最高裁判所はいわばわきの立場にあるわけでございしますが、内閣のほうからさうな書面をいただいたわけ

でございします。そこで、私どもとしても、これは司法制度の調査委員会としてはいわば明治以来きわめて画期的な規模で行なわれた委員会であると理解しておるわけでございします。つまり法律に基づ

きまして内閣に置かれた——法務省ではなく内閣に置かれた委員会であり、しかも国会議員がきわめて多数にお入りになつており、また各方面の識者もお入りになつておつて、決していわゆる法曹だけの委員会ではないという意味で、権威のあるきわめて重要な委員会であるというふうな理解したわけでございします。そこで、さうさく法務省の当局ともお打ち合わせをして、また日弁連の当時の事務当局ともお打ち合わせをして、さうして、いわゆる司法協議会というものを設けるべきことをこの答申そのものでうたわれておりますので、その司法協議会というものの開催に努力を始めたわけ

でございします。ところが、これまた御承知のとおり、いろいろその間に誤解もあつたことと思ひますが、日弁連のほうで、臨司意見というものを對するかなりの感情をお持ちになつた向きがございまして、司法協議会の準備幹事會對する幹事の派遣を取りやめる、そしてその準備を進めることはまかりならぬという御決議が出たわけ

でございします。そういうところから、いわばその決議をすぐそのままでどんどん推進するという作業はやや行き詰まつて、そこでしかしながら、弁護士会におかれても必ずしも全面的に反対という御趣旨でもないように伺つておりました。さうして差しつかえない範囲では協力しようという御趣旨もございまして、いろいろ連絡の会議を持ちまして作業を進めておるような次第でございします。ただししかしながら、これまた御承知と存じますが、きわめて最近におきましては、たしか本年の総会であつたと思ひますが、臨時司法制度調査会意見書批判というものを、日弁連の総会で御決議ですか、あるいは御承認ですか、何かさういうことでおきめになつたやうで、その内容につきましては、かなり臨司意見に對する批判的な意見が出ておるわけでございします。むしろ、私どもといひましたも、この個々の条項につきま

しては、相當に問題を含んでおるものがあるというの

は理解しておりますが、しかしながら、全面的にこれがそれほど司法制度の発展の上について

望まじからぬもの、反対の方向のものとは考えておらないわけでございます。その間においては日弁連内部のいろいろな御事情もあるようでございますので、十分お話し合いの時間をかけまして、逐次可能なものから実現に移してまいりたい、かように考えておるわけでございます。個々の条項についてもお尋ねがございしますれば、かなりの条項がすでに実現しつつあることは、これは御承知のとおりでございます。

○龜田得治君 臨司に対するいろいろな批判が出ておることは承知しておりますが、しかし、この法曹一元制度をやるという前半のところですね、ここには別に異議がどこにもないと思っております。これは若干異議も出ておりますが、大勢はそんなことはないと思うのです。しかし、その基礎になるのは、やはり在野の法曹ですね、この層が厚くならぬといふかめです。だからそういう面、基礎を培養するといふのは、私はそういうことが一つの具体的な仕事だと思つております。在野の弁護士から裁判官を出していくとしても、在野の弁護士自体がもう手が一ぱいだといふような状態じゃ、なかなか事実動きがとれないわけですね。現在のようないくつかのものはいつまでたっても同じに続いていく、これじゃ基礎の培養も何もできません。だからそういう意味で、法曹の数をひとつひとつふやしていく、そういう具体的な案を検討してほしいのです。それはやっていると、修習生をできるだけふやしている、これも知っております。しかし、あまりふやすと、どうも地方の実務研修の段階で今度は裁判官自身が時間をとられて困るというふうな現象も起こるといふふうなことを言っておれば、これはふえないのですわ。だから、その辺はやっぱ克服していかなければ、いつまでもふえませんが。だから、その辺のめどをどういうふうにかえておられるのか、去年よりもことは幾らかふやせばいいんだというふうな程度で、実際上それしかできないのだというふうな気持ちでやっておられるのか、その辺を聞きたい。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 龜田委員のお話は、私も非常によくわかり、また全く同感するわけでございます。ところが、法曹一元の基礎培養のために法曹人口をふやすといふこと自体が、日弁連は必ずしも積極ではあられないわけでございます。法曹一元にはむしろ御賛成でございます。また法曹一元の基礎培養といふのは、そう御反対ではないと思つていますが、そうかといつて、法曹人口をふやすといふことには必ずしも積極であられない、反対か、むしろどちらかといえは消極的のような印象を私も受けるわけでございます。と申しますのは、先ほど御説明申し上げましたいゆる司法修習運営諮問委員会等におきましても、これは必ずしもその法曹の数をそこで論議してきめていたかどうかという趣旨の委員会ではむしろございませぬけれども、おのずから修習の問題につきましても、修習生の数の問題がある程度は話題にはならざるを得ないわけでございます。そうならないと申しますときに、弁護士会からおいでになつておる委員の方は、必ずしも法曹人口をふやすといふことについては積極的ではあられない。それからまた例の二、三年前でござい

ましたか、この臨司意見の直後に司法試験の改正問題といふのがございました。これは法務省の御所管でございますし、調査部長がおいでになつておるところでございますので、私から申し上げるのはやや越権かと思つていますが、私も非常に關心を持っておる問題でございますが、その司法試験の改正の具体案がはたして司法試験の合格者をふやすのにふさわしいものであるかどうかという点は一応別々にいたしまして、そういう議論の際に、何とかして司法試験法を改正してでも法曹をふやそうという熱意が、どうも日弁連は必ずしも強くないように見受けられるわけでありまして、そういう点が、内閣なり政府のほうは別でございますが、私も最高裁判所としては、できる限り弁護士会の御意見も十分伺いながら、また納得をさせていただいて進めていこうと思つております。なかなかその点についての御理解が得られにくい

ということが、実際問題としてこの施策の進展にやや臨路になつていような印象を受けるわけでございます。むしろ私もそのほうとしても、裁判官のあるべき数は何名だ、あるいは弁護士のあるべき数は何名だといふことをびたりと出してお話をすべきものであることは心得ておりますけれども、しかし、要するに方向として、少なくとも相当程度ふやさなければならぬといふところまで話がつきますれば、それからあとの作業は、いわば事務的な作業とも言えるわけでございますが、そういう点についてなかなか十分なお話し合いができないというのが現在の率直な実情になつておるわけでございます。

○龜田得治君 弁護士側が必ずしも法曹人口をふやすことに賛成しないと言われるわけですが、その根拠は何ですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これはいろいろあると思いますが、直接にはやはり質の低下といふことをおっしゃるわけでございます。これを八百とか、そういうふうにならぬといふことになると、質が低下する。一応それは、いままで五百一人以下は落第なのが、入ってくるわけですからね。全部まざるわけですから、そういう感じはしないわけでもないですが、どうなんでしょうか、司法部門にも入っていきやすいといふことになれば、ずいぶんいろいろな人がたくさん受けに来るようになるのじゃないですか。試験はへただけでもなかなか力があるといふ人もいふでしようし、しかも受験者の数は非常に多いでしよう。多い中の五百と五百一番目というのは、たいした違いはないのじゃないですか。その辺は突っ込んで検討する余地があるのじゃないですか。千人受けて五百名合格、それを八百までにふやすといふことなら、それはだいたい質の低下といふことになるかもしれないが、事実どうなんですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは五百人と五百一人では違いはないと思つて、五百人十人でも違いはないと思つて、これは八百人といふことになれば、それは当然このままの形であれば質が低下すると思つて、しかし、それがしんぼうできる程度の質の低下かどうかといふことは、やはり批判をされるべき問題だらうと思つて、そうしてその上に、これは実際問題として、たとえば本年度に八百採るといふことになりましたれば、たとえば研修所の施設等の点からも臨路がございしますから、私も必ずしも本年度において八百採る、千採るといふことを申し上げるわけではないわけでございます。これは龜田委員の御趣旨にあるいは合わないかもしれませんが、数年計画で将来の方向として、たとえば千人の方向にといふような議論が議論としてあるわけでございます。その際に、いまの試験のやり方そのままだ、かりに五百を千といふことにいたしますれば、これはおのずから質の低下を招くことも考えられるから、それでは試験のやり方を少しくふうしてみては、どうかといふのが前の司法試験制度の改革の一つの問題点であつたろうと思つてございしますが、その点については、なかなか各方面の御理解が得られにくいといふことで、もう少し謙虚に、たとえば司法試験のやり方も検討して、そうして何とかならないかといふことを議論する余地はあらうと思つていますが、その辺がなかなかむずかしい問題になつていふわけでございます。

○龜田得治君 何人採るといふのじゃないに、何点以上取れば全部合格させるといふたてまえなんではない、たてまえとしては。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは所管としては法務省のほうであらうと思つて、私正確なことは申し上げられませんが、私どもの承知しております範囲では、むしろ何点以上でございまして、その何点といふときに、つまりそれが動かすべからざる線ではございせんから、ある程度の余裕を見て、つまりたとえば六十点を一点くらいは下げるといふことが可能かどうかといふ議論があるように伺つておりますが、

これは私直接所管ではございませんので、もし間違っておりますら訂正いたします。

○龜田得治君 それは一点の程度ですか、二点とか。二点動かすとそんなふうになってしまうのですか、人数が。そういう程度のものでしたら、そんなにあまりこだわらなければならないように私思うのです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 先ほども申し上げましたとおり、私どもの意見も、必ずしもたとえ四十三年度においていまの制度のままでは何名にということ強く主張しているわけではございませんので、そういう点で、たとえば点数を下げることに弁護士会に御反対があるというふうに御理解いただくと、私の申し上げた趣旨に合わないかと思ひます。私はもう少し長期的な問題として申し上げたつもりでございます。

それから、それぞれの年度における試験の問題としては、これは法務省の人事課のほうで御担当の問題かと思ひますが、いろいろ試験委員会御議論になって、一点下げるとか一点五分下げるとかというような問題があるように間接に伺つておるわけでございます。そして、それは多くの場合、研修所の収容能力という点にもならみ合わせながら、しんぼうできる程度の点数ということをやつておられるように伺つておる次第でございます。

○龜田得治君 そこで、先ほど来法務大臣から新説を聞いているわけだが、最高裁としてはどういうふうに思ひますか、ああいう構想を。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 法務大学構想というものを私も初めて伺ひましたのは、大臣が関西へ御旅行になりまして、京都で記者会見をされまして、記者会見の席でお話しになったのが最初で、初めてそのときその構想を知つたわけでございます。その後、二度この国会の御審議の場でも大臣の御発言を直接あるいは議事録で伺つておるわけでございますが、私も事務当局としては、法務省の事務当局に、たとえばその構想であれば、その構想の印刷物をいただいて、

そして十分検討したいというふうに申し上げておるわけでございますが、私どもの承知いたしております範囲では、まだその印刷物になったものがないようでございます。したがって、政治家であられる大臣が記者会見なり国会でのお話で何う程度でございますので、これについて私どもとして具体的にそれを議案としてたとえば最高裁の意見をまとめるという段階には至つておらないわけでございます。ただ、先ほども申し上げましたような考えでございますから、大臣の先ほどお話しになりましたような趣旨から申しますれば、必ずしも私どもの考えとは一致しておらないように考えるわけでございます。特に私ども、これは別に大臣のおいでにならない席で申す必要もないかと思ひますが、思想的にはあるいはいろいろの考えのものもあるかと思ひますが、いやしくも裁判をいたす場合におきましては、これは憲法の精神のつとり、また法律を忠実に適用するという気持ちでやつておることは間違いないわけでございます。そして、それが一部の方々からあるいは左のように見え、また一部の方々からは右のように見えるというところもあるかと思ひますが、私どもの信念においては憲法および法律の精神でやつておることとでございます。それが右であるとか左であるとかいうことは夢にも考へておらないような次第でございます。

○龜田得治君 そうすると、大臣の構想はこれは反対——反対というよりも、私は、いまの制度をせつかくうまくだんだん充実していくのに、ああいう構想が出てくるとじゃまになるのじゃないかと思ひますが、あれで法曹がふえると思ひますか。私はかえつてそんなところへあまり行かぬようになるのじゃないかと思ひますがね。行くとしたら、こちの検事みたいタイプの方だけ集まつていくというふうなふうなところになつてしまつて、法曹という非常に幅の広い——いろいろな人がおられますよ、それは実際、それでいて集まると何か一つの雰囲気ができる、そういうふうなものに私はならぬと思ひますね。どうです、もう

ちよつとはつきり言ひないさい。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) あの構想でふえるかどうか、これは大臣にお聞きいただかないと、私どもの構想ではございませんので申しかねますが、それから賛成反対かというお話をいただきまして、先ほど来申し上げますとお

り、私どもはやはり、何か印刷物のもので構想案というものであれば、これを右から左から検討して、あるいはここに長所があり短所があるというところになるわけでございますが、何ぶん国会における政治家の御発言というものをだけあれにし

て意見述べるといふのはちよつと私どもまだ資料が不足のよう思つておるわけでございます。まして、将来法務省のほうで、いま構想段階というお話でございますので、もう少し具体的な構想がわ

的な面ではたいへんだろうと思ひますが、しかしそんなことを言つておればそれはいつまでたつてもできないわけですね。どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これもまたことに申しにくいことでございますが、実は龜田委員も弁護士であられるわけでございますが、日本弁護士連合会がこの名称変更にかなり強く反対しておられるわけでございます。私どもは、簡裁という名称、これはおっしゃるとおりだと思ひます。しかし、また一面では、もう現在かなり簡裁という名称が国民に根をおろしている。確かに、文理的に読めば、簡易な裁判所ということ

で、非常にまずい表音でございますが、そういうことを離れて、何となく簡裁、簡裁ということ

で、かなり国民に根をおろしている面はあるかと思ひます。しかしながら、やはりことば自体としては感心しないので、実は私どもも、龜田委員御承知のとおり、簡司の幹事をやらせていただいております。その際、名称変更ということ、幹事会では地区裁判所という案を出したことはたぶん御記憶と存じますが、地区裁判所というふうな案もあつたわけでございます。なぜ地区裁判所というのを避けたかと申しますと、地区裁判所というの

は、やはり戦前の裁判所のイメージがある。そうすると、いわゆる地区裁判所化するということについては、これは各方面にかなり異存がございます。そこで、簡易裁判所はまずい。しかし、そうかといつて、簡易裁判所もどうかというところで、地区裁判所とでもしたらどうかというのが幹事のほうのいろいろの議論の中に出たわけでございますが、結局簡司の意見としては、地区裁判所というの

らぬというのがどうも在野方面の強い御反対の一つの理由になっておるようでございまして、外国にありまますように、たとえば少額裁判所というののも一つの案だと思いますが、しかしながら、刑事関係をやする面では少額というのがびんごないんで、区裁判所ということで各方面の御理解がいたされれば、それが非常にありがたいと思うわけでございまして、現在はそういうような状況で行き詰りの状態でございます。

○亀田得治君 その自治体の名前だけをつけたらどうですか。高槻市裁判所とかいう、市民裁判所みたいなものですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そういうことも考えられるかもしれませんが、たとえば甲府なら甲府の場合に、甲府地方裁判所と甲府市裁判所ということになるわけでございまして。

○亀田得治君 そういうことです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それとどういふものでございましょうか、十分検討したことがございせんから、十分検討いたしますが、いままでそういう案はございせんでした。外国にはそういうものがあるようでございまして、検討の問題だと思ひます。

○亀田得治君 簡易裁判所というのだけは、なかなか裁判官も行ったがらぬですよ。簡易裁判所の判事になれと言つても、よほど軽い人じゃないと。やっぱりそういう感じを与える。名前だけでどうこうというのではないですがね。だから、やっぱり早くできる改革はもっとやつていかなきゃならぬ。この法案見ても、もうやむを得ずというやつだけ一部改正出してくるわけですね、ほんとうにこれはやむを得ずですね。こういうことじゃなしに、やはり懸案事項というものは一つでも片づけていく。どうしても懸案はたまっていくんですからね、片づけなかつたらふえていくだけですよ。

名称のほかに、もっとほかはないですか。簡易裁判所だまってる問題は、どういふような問題があるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 一番強い反対を受けております問題は、簡易裁判所判事に法曹資格を与えるという問題で、これは非常に強い反対があるわけでございまして。それから、それほど反対を受けておりません問題で、これはぜひとも私どもとして実現したいと思つておられますのは、簡易裁判所の事物管轄の拡張の問題でございます。現在、民事では十万円となつておりますが、これをできれば二十万円なり三十万円に拡張したいというのが臨司の意見の中に出ております問題点でございますが、これにつきまして、いろいろ問題点がございまして、まだ結論を得ていないという状況でございます。

○亀田得治君 いま御指摘のような二つの問題は、なかなか抵抗があると思ひますが、しかし、名前についてはほとんど抵抗がないと思ひますがね。まあ、ひとつ研究してください。この程度にしておきます。

○梶原茂嘉君 きわめて簡単なことですけれども、別の機会に質問をしたいということに関連するのですが、きわめてさいなことです。提案理由説明書の中に「静岡県の吉原市」とあります。この静岡県の静岡に「しずおか」とふりがながふつてあるのです。古い内閣の告示を見ますと、原則的にふりがなはやめるといふ告示があるのです。私は、提案理由より法律案にふりがなをふつてある例はあまり見つからないのですけれども、これはどういふ事情でしょうか。

○政府委員(川島一郎君) 提案理由書にふりがなをつけないということになっておりますことは、私実は不意で承知いたしておりました。これは、これは慣例を破つたことになったと思ひます。これは地名でございまして、中に読みにくい地名もある場合がございまして、そういう場合のために、一応地名につきましてはふりがなをふるというところで最初の原稿をつくりましたので、そのようになつておるものと思ひます。

○梶原茂嘉君 それはそれで私はけっこうだと思ひます。ただ、その内閣の告示の趣旨は、ふりがなはやめるべきであるということがうたわれておるわけでありまして。したがって、最近、雑誌・新聞等でもふりがなを消してしまつて、しかし、どうしてもふりがなをつけたほうがいい場合は、わざわざカッコ書きにしまして、ふりがなをなくして、ふりがなであるべきものをカッコ内に入れておるわけですね。なぜ内閣の告示でそういうことをしておるか、これは基本的に非常に問題が実はあると考えておるわけでありまして。それに関連することは、別に機会があれば私は伺いたいと思つていたわけですが、たまたまこれにあらわれてきたものですからお伺ひしたわけであります。

○理事(山田徹一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(山田徹一君) 速記を始めて。他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山田徹一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御意見もないようございまして、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山田徹一君) 異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○理事(山田徹一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山田徹一君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

七月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、会社更生法等の一部を改正する法律案

会社更生法等の一部を改正する法律案
会社更生法等の一部を改正する法律
(会社更生法の一部改正)

第一条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「管財人」を「管財人及び調査委員」に、
「第一百一条」を「第一百一条の三」に、「第二百十條」を「第二百十條の二」に改める。

第十四条第一項中「又は株主」及び「若しくは株主名簿」を削り、「その者を「社債権者」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 この法律の規定によつてする会社の株主に對する送達は、株主名簿に記載した住所若しくは株主が会社に通じた住所又は株主が第三百三十一條の規定によつて管財人に届け出た住所にあつて、書類を通常の取扱ひによる郵便に付してすることが出来る。

第十五条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十七條の見出し中「更生手続開始の」を削る。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 第三十九條第一項後段の規定による処分をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添

附してその処分の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により登記すべき事項に変更が生じた場合及び第三十九条第一項後段の規定による処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 前条第一項の規定は、登記のある権利に關し第三十九条第一項前段又は第七十二条第一項第二号若しくは第二項の規定による処分があつた場合及びその処分の変更又は取消しがあつた場合に準用する。

第十八条の三 第二百一十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役（若しくは監事）に付与されたときは、職権で遅滞なく、嘱託書に更生計画認可の決定書又は「前項の規定による権利付与の決定書の謄本又は抄本を添附してその旨の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、第二百一十一条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八条の二第一項の規定による決定が取り消された場合に準用する。

第十九条の見出しを削り、同条中「前条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第二十條第一項中「前三條」を「第十七條から前條まで」に改める。

第二十二條を次のように改める。

（登録への準用）
第二十二條 第十八條、第十八條の二第三項及び前三條の規定は、登録のある権利について準用する。

第二十五條中「若しくは第二百七十四條」を「から第二百七十四條まで」に改める。

第三十五條第二項中「業務を監督する行政庁

及び」を「事業を所管する行政庁、」に改め、「徴収の権限を有する者」の下に「その他裁判所が相当と認める者」を加える。

第三十九條第一項に後段として次のように加える。

保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分についても、また同様である。

第三十九條に次の三項を加える。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 裁判所は、第一項後段の規定による処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。公告した事項に変更が生じた場合及びその処分の取消しがあつた場合も、また同様である。

6 第十五條の規定は、前項の場合には適用しない。

第四十條から第四十四條までを次のように改める。

（保全管理人）
第四十條 前条第一項後段の規定により保全管理人による管理の命令があつたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に對抗することができない。

（保全管理人代理）
第四十一條 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行なわせるため、自己の責任で保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

（監督員）
第四十二條 第三十九條第一項後段の規定により監督員による監督の命令があつたときは、

会社が裁判所の指定した行為をするには、裁判所が選任した監督員の同意を得なければならない。

（管財人に関する規定等の準用）
第四十三條 第五十四條から第五十五條まで、第九十四條、第九十五條、第九十六條第一項、第九十七條及び第九十八條の二から第九十條までの規定は、保全管理人に準用する。

2 第六十八條から第七十條までの規定は、第三十九條第一項後段の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 第九十八條の二第一項、第二項及び第九十八條の三から第九十八條の五までの規定は、監督員に準用する。

（手続開始の申立ての取下げの制限）
第四十四條 第三十九條第一項の規定による処分があつた後においては、裁判所の許可を得なければ、更生手続開始の申立てを取り下げることができない。

第四十六條第一号中「更生担保権及び株式」と及び更生担保権に改める。

第四十七條第二項中「調査委員の意見」を「更生手続を開始することの可否についての調査委員の意見」に改める。

第四十八條第一項中「調査委員」を「同条第二項の調査委員」に改める。

第四十九條中「並びに調査委員の調査書類及び意見書」を削る。

第五十三條に次のただし書を加える。

ただし、第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定によりその権利が取締役（若しくは監事）に付与されたときは、この限りでない。

第五十四條中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一號を加える。

九 第六十一條の二の規定による留置権の消滅請求その他更生担保権に係る担保の変換

第五十四條の次に次の一號を加える。

（管財人の自己取引）
第五十四條の二 管財人は、裁判所の許可を得なければ、会社の製品その他の財産を譲り受け、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために会社と取引をすることができない。

第五十五條中「前條」を「前二條」に改める。

第七十二條第一項中「第三十九條に定める処分の外」を削り、同条第二項中「前でも」の下に「保全管理人の申立てにより又は職権で」を加え、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

「第三章 管財人」を「第三章 管財人及び調査委員」に改める。

第九十四條の見出しを「管財人の選任」に改める。

第九十六條に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役（若しくは監事）に付与された場合において、その後提起された訴えについては、適用しない。

3 第六十八條及び第六十九條の規定は、第二百一十一條第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八條の二第一項の規定による決定が取り消された場合に、前項の訴えについて準用する。

第九十八條の次に次の四條を加える。

（管財人の調査）
第九十八條の二 管財人は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができ

2 管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3 管財人は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行官の援助を求めることができる。

きる。

(管財人の監督等)

第九十八条の三 管財人は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、管財人に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

3 管財人は、その職務を行なうにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

(管財人の注意義務)

第九十八条の四 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(管財人の解任)

第九十八条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。

第一百一条を次のように改める。

(調査委員)

第一百一条 裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2 調査委員は、裁判所の命ずるところにより、次に掲げる事項について、調査してその結果を裁判所に報告し、又は裁判所に意見を陳述しなければならない。

一 更生手続開始の原因たる事実及び第三十八条第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況その他更生手続の開始に必要な事項並びに更生手続を開始することの当否

二 第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条に定める処分を必要とする事情の有無及びその処分の要否

三 管財人の作成する財産目録及び貸借対照表の当否並びに会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

四 更生計画案又は更生計画の当否

五 その他更生事件に関し調査委員による調査報告又は意見の陳述を必要とする事項

3 調査委員は、その職務を行なうに適した者で利害関係のないものの中から、選任しなければならない。

第三章中第一百一条の次に次の二条を加える。

第一百一条の二 調査委員の調査報告又は意見に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

第一百一条の三 第九十五条、第九十七条第一項及び第九十八条の二から第九十八条の五までの規定は、調査委員に準用する。

第一百一条の次に次の一条を加える。

(継続的給付を目的とする双務契約)

第一百一条の二 会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申立て前の給付に係る更生債権又は更生担保権について弁済がないことを理由として、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができる。

2 前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む)は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用がないものとする。

第一百十二条中「但し」を「ただし、次条第一項及び第四項に掲げる請求権については、管財人が裁判所の許可を得て弁済する場合に改め、〔任意に給付をする場合〕の下に、徴収の権限を有する者が還付金又は過額納金をもつて充当する場合」を加える。

第一百十二条の次に次の一条を加える。

(更生債権の弁済の許可)

第一百十二条の二 会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項の規定による許可をするについては、会社と同項の中小企業者との取引の状況、会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 管財人は、更生債権者から第一項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なくその事情を裁判所に報告しなければならない。

4 少額の更生債権を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

第一百十九条中「並びに」を「及び」に改め、「預り金及び」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(使用人の退職手当の請求権)

第一百十九条の二 更生計画認可の決定前に退職した会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六ヶ月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

(使用人の預り金の返還請求権)

第一百十九条の三 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六ヶ月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の請求権のうち同項の限度をこえる部分は、更生手続の関係においては、一般の優先権のある債権とみなす。ただし、更生担保権とされるものについては、この限りでない。

(開始前の借入金等)

第一百十九条の四 会社の取締役又は保全管理者が更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、裁判所の許可を得て、資金の借入れ、原材料の購入その他会社の事業の継続に欠くことができない行為をしたときは、その行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

第一百二十一条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 更生手続開始の決定の日から一年を経過する日(その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日)までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金について、前項の規定により徴収の権限を有する者の同意を要するものとされる定めをするには、同項の規定にかかわらず、その者の意見を聞くものとする。納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金についても、また同様である。

第一百二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の時）までに生ずるものに限り、

第二百三十三條第二項中「第百二十二條」を「第百二十二條の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、社債に關しては、適用しない。

第二百二十四條第三項に次のただし書を加える。

ただし、更生手続開始後の利息並びに不履行による損害賠償及び違約金の額は、被担保債権の額に算入しない。

第二百二十四條の次に次の一項を加える。

（更生担保権に係る担保権の目的の価額）
第二百二十四條の二 更生担保権に係る担保権の目的の価額は、会社の事業が継続するものとして評定した更生手続開始の時における価額とする。

第二百二十五條に次の一項を加える。
4 更生債権の消滅その他届け出た事項について他の更生債権者の利益を害しない変更が生じたときは、更生債権者又は管財人は、遅滞なくその旨を裁判所に届け出、かつ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

第二百二十六條第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。
第二百二十七條の次に次の一項を加える。
（退職手当の請求権の届出の特例）
第二百二十七條の二 会社の使用人の退職手当の請求権については、その届出は、退職した後にするものとする。

2 会社の使用人が裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前に退職したときは、その退職手当の請求権の届出は、退職後一月の不变期間内にすれば足りる。

3 前二項の規定は、会社の取締役、代表取締役又は監査役の退職手当の請求権に準用する。この場合において、前項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は第二百五十二條第三項の規定により解任されたとき」と読み替へるものとする。

第三百三十條及び第三百三十一條を次のように改める。
第三百三十條 記名株式を有する株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿の記載によつて定める。

2 裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月をこえない期間を定め、会社に対してその期間内株主名簿の記載の変更をしないことを命ずることが出来る。

3 裁判所は、前項の期間をその二週間前に公告しなければならない。
第三百三十一條 無記名式の株券を有する者が更生手続に参加するには、管財人に、株券を預託し、かつ、その氏名及び住所を届け出なければならない。

（株主の参加の許可）
第三百三十一條の二 裁判所は、株主名簿に記載のない株主又は前条の規定による株券の預託をすることができない株主の申立てにより、その株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、その許可に係る株式については、前二條の規定にかかわらず、許可を受けた者以外の者は、株主として更生手続に参加することができない。

2 裁判所は、株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第三百三十二條（見出しを含む）中「、更生担保

権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改め、同条中
二 株主の氏名及び住所
株式の額面無額面の別、種類及び数」を削る。

第三百三十三條中「、更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第三百三十四條の見出し中「書類等の備置」を「書類の備置き等」に改め、同条中「、更生担保権及び株式を、及び更生担保権」に「、更生担保権者表並びに株主表」を並びに更生担保権者表に改め、同条に次の一項を加える。

2 管財人は、利害関係人の請求があつたときは、第三百三十一條の規定による株式の届出に關する書類を閲覧させなければならない。
第三百三十六條第二項中「、更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第四百一十一條第一項中「会社並びに」を「会社、」に、「、更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第三項中「第十四條第三項及び第四項」を「第十四條第四項及び第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会社が無記名式の株券を発行しているときは、裁判所は、第一項の期日を公告しなければならない。この場合には、第十五條第二項の規定は、適用しない。
第四百三十三條の次に次の一項を加える。

（退職手当の請求権の調査及び確定の特例）
第四百三十三條の二 第二百二十七條の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合においては、その届出があつた退職手当の請求権については、

第四百三十五條から第四百四十二條までの規定による調査は行なわず、裁判所は、直ちにその届出があつた旨を管財人及び会社に通知しなければならない。その届出があつた事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更が加えられた場合も、また同

様である。
2 前条の規定は、前項の通知があつた日から三日以内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議がなかつた場合に準用する。
第四百四十六條に後段として次のように加える。

第四百四十三條の二第一項の規定による通知があつた日から三日以内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があつた場合も、また同様である。
第四百四十七條第二項中「調査」の下に「（前条後段の場合にあつては、同条後段の規定による通知）」を加える。

第五百五十九條第三項中「会社並びに」を「会社、」に、「、更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第五項中「第四百四十一條」を「第四百四十一條第一項から第三項まで」に改める。

第六百六十一條の次に次の一項を加える。
（商法による留置権の消滅請求）
第六百六十一條の二 管財人は、更生手続開始當時会社財産につき商法による留置権を有する者に対して、その留置権によつて担保された債権額、その債権額が留置権の目的の価額をこえるときは、その目的の価額に相当する金銭を供託して、留置権の消滅を請求することができる。

2 前項の規定により留置権が消滅したときは、その留置権を有していた者は、同項の供託金の上に質権者同一の権利を有する。
第六百六十三條第三號を第四號とし、第二號を第三號とし、第一號の次に次の一號を加える。

二 更生債権者又は更生担保権者が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つて会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、更生債権者若しくは更生担保

権者が支払の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

第六百六十四条第一項中「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者」に改める。

第六百六十九条中「並びに届出をした更生債権者、更正権者及び」を「届出をした更生債権者及び更生担保権者並びに」に改める。

第六百七十六條第二項に後段として次のように加える。

第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときも、また同様である。

第六百七十七條中「一切の財産の価額」を「一切の財産につき手続開始の時における価額」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による評定は、会社の事業を継続するものとしてしなければならない。

第六百七十八條第一項中「更生手続開始後遅滞なく」を「前条の規定による評定を完了したときは、直ちに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

2 裁判所は、前条の規定による評定の完了前において必要があると認めるときは、管財人に對し、まだその評定の終わらない財産については商法第二百八十五條ノ二から第二百八十五條ノ七まで（財産の評価）の規定による価額を附して、更生手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作成すべきことを命ずることができる。

第六百八十条第三号を削る。

第六百八十二条を次のように改める。

第六百八十二条 前条の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産の評価については、第六百七十七條の規定により評定した価額を取得価額とみなして、商法第二百八十五條ノ二から第二百八十五條ノ七まで（財産の評価）の規定を準用する。

2 更生計画案又は更生計画において譲渡することが定められている財産については、前項の規定にかかわらず、処分価額を附することができ。ただし、更生計画認可の決定前においては、裁判所の許可を得なければならない。

3 清算を内容とする計画案の作成について裁判所の許可があつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、一切の財産について処分価額を附さなければならない。

第六百八十八條中「会社並びに」を「会社、」に「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第六百八十九條第一項中「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に改める。

第六百九十条第一項及び第六百九十三条中「会社並びに」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第六百九十四条第一項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に、「その他の行政機関」を「その他裁判所が相当と認める者に改め、同条第三項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に改める。

第二百条第二項中「更生担保権者及び株主（議決権を行使することができない者を除く。）」を「及び更生担保権者、株主」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主に對しては、この限りでない。

第二百五条中「又は」を「については議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の五分の四以上に当たる議決権を有する者、」に改める。

第二百八条第五号中「管財人が」を「管財人又は会社の取締役が更生手続開始後に」に改める。第六章中第二百十條の次に次の一條を加える。

（公益債権に基づく強制執行の中止等）

第二百十條の二 公益債権に基づき会社財産に對し強制執行又は仮差押えがなされている場合において、その強制執行又は仮差押えが会社の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、会社が他に換価の容易な財産を有するときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、担保を供させ、又は供させないで、その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることができ。

2 裁判所は、前項の規定による中止の決定を變更し、又は取り消すことができる。

3 会社財産が公益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、第一項の強制執行又は仮差押えの取消しを命ずることができ。

4 前三項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができ。

第二百一十一條に次の一項を加える。

3 計画においては、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与する旨を定めることができる。

第二百十五條の次に次の一條を加える。

（弁済した更生債権等）

第二百十五條の二 更生債権及び更生担保権については、第六百十二條の二第一項又は第四項（第六百二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の許可を得て弁済したものを明示しなければならない。

第二百四十一條中「但し、」を「ただし、更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続き会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権並びに」に改める。

第二百四十四條の見出し中「届出をしない」及び同条中「株式の届出をしない」を「更生手続に参加しなかつた」に改める。

第二百四十七條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合においては、管財人は、取締役が計画を実行するにつき、これを監督する。

第二百四十七條に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、新会社（合併によつて設立される新会社を除く。以下本項中同じ。）の計画の実行に對する管財人の監督について、第九十八條の二の規定は、新会社に對する管財人の調査について準用する。

第二百四十八條の次に次の一條を加える。

（更生計画認可後の取締役に對する権利付与）

第二百四十八條の二 裁判所は、更生計画に第二百一十一條第三項の規定による定めがない場合においても、相当と認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与することができる。

2 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。

3 裁判所は、前二項の規定による決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五條の規定は、適用しない。

「又は計画において特に定めた時を加える。」
第二百五十五條第四項中「又は株主」を「又は株主」に改める。

第二百六十九條第五項中「第十九條」を「第十八條の二から第十九條まで」に改め、同條第六項本文を次のように改め、同項を同條第九項とする。

計画において新会社が会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の四とする。
第二百六十九條第五項の次に次の三項を加える。

6 計画において会社が新株を発行することを定めた場合（次項に該当する場合を除く。）における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第九號）第九條（課税標準及び税率）の規定にかかわらず、千分の一（増加した資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに払込み又は現物出資をさせないで新株を発行する部分に相當する金額以外の金額に對應する部分については、千分の三・五）とする。

7 計画において会社が他の会社と合併することとを定めた場合における新会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に對應する部分に相當する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り當てる部分に相當する金額以外の金額に對應する部分については、千分の三・五）とする。

8 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税

法第九條の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに払込み又は現物出資をさせないで株式を発行する部分に相當する金額以外の金額に對應する部分については、千分の三・五）とする。

第二百七十条第二項中「更生手続開始後の」を削る。
第二百七十一条第一項中「会社又は」を「会社、」に、「更生担保権者若しくは」を「若しくは更生担保権者又は」に改め、同條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 計画の変更により第二百三十一條第三項の規定による定めを取り消したときは、裁判所は、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五條の規定は、適用しない。
第二百七十三條の見出しを（更生計画認可前の廃止）に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二百七十三條の二 更生計画認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。
第二百七十四條の見出しを削る。

第二百八十三條中「又は第二百七十四條」を「から第二百七十四條まで」に改める。
第二百八十五條第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。

第二百九十二條第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問の下に「保全管理人代理」を加え、同條第二項中「管財人が法人であるときは、管財人」を「調査委員、保全管理人又は管財人（以下本条中「管財人等」という。）が法人であるときは、管財人等に、「管財人が法人である場合」を「管財人等が法人である場合」に、「管財人の職務に關し管財

人」を「管財人等の職務に關し管財人等」に改め、同條第三項中「管財人」を「管財人等」に改める。

第二百九十四條中「第四十一條第一項に掲げる者が同條（第百一條）において準用する場合を含む。」を「会社又は新会社（合併によつて設立される新会社を除く。）の取締役、監査役又は支配人その他の使用人が第九十八條の二第一項（第四十三條第一項、第三項、第百一條の三又は第二百四十七條第四項）において準用する場合を含む。」に改める。

第二百九十五條第一項中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、同號の前に次の一號を加える。

一 第百三十條第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

第二百九十五條第二項中「前項第一號」を「前項第二號」に改める。

（破産法の一部改正）
第二條 破産法（大正十一年法律第七十一號）の一部を次のように改正する。

第三十九條に次の一項を加える。

雇人ノ預リ金ノ返還請求權ハ破産宣告前六月間ノ給料ノ總額ニ相當スル額又ハ其ノ預リ金ノ額ノ三分ノ一ニ相當スル額ノ何レカ多額ナルモノノ限度ニ於テ之ヲ一般ノ優先權アル債權トス但シ別除權ヲ行使スルコトヲ得ル請求權ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四百四條中第三號を第四號とし、第二號を第三號とし、第一號の次に次の一號を加える。

二 破産債権者が支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産者ニ對シテ債務ヲ負擔シタルトキ但シ其ノ負擔が法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者が支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十條の次に次の一條を加える。

第百二十條ノ二 前條ノ規定ハ破産財団ニ屬スル權利ニシテ登記シタルモノニ關シ第百五十五條第一項ノ規定ニ依ル処分アリタル場合及其ノ処分ノ變更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百二十一條中「前二條」を「第百十九條及第百二十條」に改める。

第百二十二條中「前三條」を「前四條」に改める。

第百二十四條中「前四條」を「前五條」に改める。

第百五十五條に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル裁判ニ對スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

（和議法の一部改正）
第三條 和議法（大正十一年法律七十二號）の一部を次のように改正する。

第八條に次の一項を加える。

破産法第百二十條ノ二、第百二十二條及第百二十四條ノ規定ハ債務者ノ財産ニシテ登記又ハ登録シタルモノニ關シ第二十條第一項ノ規定ニ依ル処分アリタル場合及其ノ処分ノ變更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條に次の一項を加える。

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

第四百五條中「第二十七條」の下に「第三十九條第二項」を加える。

（地方税法の一部改正）
第四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第七十三條の七第二號の次に次の一號を加える。

二の二 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二號）第二百二十六條の規定により更生計画において会社から新会社に移転すべき不動産を定めた場合における新会社の当該不動産の取得

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に更生手続開始の申立てがあつた事件(以下「旧更生事件」という。)については、この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の会社更生法(以下「新法」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第十八条の二第三項、第十八条の三及び第二十条(第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十五条、第三十五条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項、第四十九条、第五十三条、第五十四条第九号、第五十四条の二、第五十五条、第九十六条第二項及び第三項、第九十八条の二(第百一条の三において準用する場合を含む。)、第百一条、第百一条の二、第百一条の三において準用する第九十五条及び第九十七条第一項、第百二十二条、第百二十二条の二、第百十九條の四、第百二十三條第三項、第百二十五條第四項、第百二十六條第二項、第百六十一條の二、第百七十六條第二項、第百九十四條第一項及び第三項、第二百八条第五号、第二百一十一條第三項、第二百一十五條の二、第二百四十七條第二項、第二百四十八條の二、第二百五十四條第一項、第二百六十九條第五項、第二百七十一條第三項、第二百七十三條の二並びに第二百八十三條の規定並びに新法の罰則でこれらの規定に係るものは、旧更生事件についても適用する。

4 新法第六十三條第二号の規定は、この法律の施行後に更生手続開始の申立てがあつた事件については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

5 新法第二百六十九條第六項から第九項までの規定は、この法律の施行の日以後に受ける登記又は登録につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記又は登録につき

課した又は課すべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に破産の申立て又は職権による破産の宣告があつた事件については、第二条の規定による改正後の破産法第三十九条第二項及び第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 第二条の規定による改正後の破産法第四百条第二号(和議法第五条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百三条第一項及び第四百五十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に破産の申立て若しくは職権による破産の宣告、和議開始の申立て、整理開始の申立て若しくは職権による整理開始の命令又は特別清算開始の申立て若しくは職権による特別清算開始の命令があつた事件については、適用せず、この法律の施行後にそれらの申立て、宣告又は命令があつた事件については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

8 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた事件については、第三条の規定による改正後の和議法第二十條第四項及び第四十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 第四条の規定による改正後の地方税法第七十三條の七第二号の二の規定は、この法律の施行の日以後の不動産の取得について適用し、同日前の不動産の取得については、なお従前の例による。

(商業登記法の一部改正)

10 業商登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「又は支配人若しくは」を「支配人又は」に改め、「管財人」の下に「若しくは保全管理人」を加える。

昭和四十二年七月二十二日印刷

昭和四十二年七月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局